

『本朝高僧伝』における気象関係資料について： 旱魃・彗星・日蝕・月蝕を中心として

著者	納富 常天
雑誌名	鶴見大学仏教文化研究所紀要
号	20
ページ	59-119
発行年	2015-03
URL	http://doi.org/10.24791/00000353



Bulletin of the Institute of Buddhist Culture
of Tsurumi University
No. 20, 2015

鶴見大学仏教文化研究所紀要 第二十号 抜刷
平成二十七年三月三十一日
発行

『本朝高僧伝』における気象関係資料について

— 旱魃・彗星・日蝕・月蝕を中心として —

納富 常天

『本朝高僧伝』における気象関係資料について

— 早魃・彗星・日蝕・月蝕を中心として —

鶴見大学仏教文化研究所顧問 納富 常天

はじめに

相模国出身の卍元師蛮（二六二六—一七二〇）は、三十余年の歳月をかけ、延宝六年（一六七八）、禅僧一〇二三人の伝記を収録し、禅宗史研究の上で極めて貴重な『延宝伝灯録』を著してゐるが、その二十四年後の元禄十五年（一七〇二）には、門下の象先師点と俊明師先の助力を得て『本朝高僧伝』を著している。これは七十五巻からなり、その序にもあるように禅録教策はじめ、王庫公府の史集・釈書・神書から雜記卑説に至るまで収録し、中国撰述四十二点、本朝撰述五五六点を援用している。また中国の梁・慧皎（四九七—五五四）撰『高僧伝』（梁高僧伝）や、唐・道宣（五九六—六六七）撰『続高僧伝』（唐高僧伝）、さらには宋・鞏寧（九一九—一〇〇一）撰『宋高僧伝』の三高僧伝を模し、法本（一一三）、淨慧（一一十五）、淨禅（一二二十七）、感進（一一十二）、淨律（一一七）、檀興（一一二）、淨忍、遠遊、読誦、願雜（一一七）の十科に分類している。それとともに東大寺尊勝院宗性（一二〇—一二七八）の『日本高僧伝要文抄』三卷、濟北庵虎関師鍊（一二七八—一三四六）の『元亨釈書』三十卷、東大寺戒壇院凝然（一二四〇—一三二一）の『三国佛法伝通縁起』三卷を参照し、本伝一六六二人、付伝二〇六人の伝記を収録している。また伝記中に記されている人名は三七五〇人以上にのぼっており、本朝僧伝の白眉であり、基本的文献であることは確かである。

しかし著者の正元師蛮は一言も触れていないが、肉食妻帯・造悪無礙・悪人正機など衝撃的な教義を主張し、非僧非俗の宗義にたつ浄土真宗や、五字題目の専唱や、是非諸の法華至上主義に立ち、不受不施の問題や、寛文九年（二六六九）自讃毀他制止の禁令まで発せられ、キリシタンとともに邪宗門とされた日蓮宗が除外されているのは非常に残念といわざるを得ない。しかし当時の状況からして止むを得なかったと思われる。

そのような問題もあったが、昭和三十年、神奈川県立金沢文庫に奉職し、はじめは金沢文庫資料の整理・解明と研究を推進する目的で、昭和三十三年から人名や寺院名を中心に、索引の作成をはじめた。しかしやがて仏教関係は勿論のこと、歴史・文学・絵画・彫刻・工芸・建築・地名、さらには早魃や彗星・日蝕・月蝕・地震などの気象をはじめとする自然現象についても、繁簡はあるが、広汎に記録しているので、単に仏教関係の研究にとどまらず、ひろく学際的研究にも必須の文献であることは間違いないと確信した。

このような見地から索引の作成も、件名を加えて継続したが、いろいろの事情から作業が停滞し、半世紀を経た平成二十六年二月に、ようやく『本朝高僧伝総索引』（人名へ出家者・神仙部、在家家、寺社名、件名）を法蔵館から出版することができた。その長期にわたる作成過程において多くの課題を見出した。ここでは早魃をはじめとする、雨、彗星、日蝕・月蝕、雷などの気象現象のなから、宗教行事の祈禱とも密接な関係にある早魃や、彗星（客星・妖星）、日蝕・月蝕の關係資料を索引により抽出し、必要と思われるものをとりあげ、それらの災害に如何様に対処したか、その実状と問題点を考察してみたい。文末に括弧して『本朝高僧伝』の典拠を示した。なお東京大学史料編纂所編『史料綜覧』にも掲載されていないものも多数あるとともに、記録があるものも相互補完ができるので、各資料の末尾に「亀甲括弧〔 〕」を付し、關係事項を略記した。

一 早魃

(一) 早魃関係資料とその一覽

(1) 推古三十三年(六二五)是歲夏旱。詔(慧)灌祈雨。灌著青衣演講三論。大雨即下。天皇大悅。擢任僧正(六四上)

(2) 白宝(白雉)十二年(六六三)秋八月旱。詔(道)寧(百濟來朝僧)法雫。修中大雨。(八九四下)

(3) 持統二年(六八八)秋七月旱。詔(道)藏禱雨。不崇朝而天下普潤。帝貴法驗之速。(六四下)

(4) 養老年中(七一七―二四)。旱澇疾疫。連歲頻起。(九一〇下)

(5) 大同二年(八〇七)夏。州(下野)界大旱。刺史伊公。啓(神宮寺勝)道祈雨。上補陀山臨湖修法。須臾神童興雲。甘雨大澍。百穀豐登(八一七上)

(6) 天長元年(八二四)春三月。畿内久旱。勅(空)海修法。(西寺守)敏奏曰。臣僧世齡法臘俱邁於(空)海。義當奉勅。乃命敏。敏以七日為期。至於散日。陰雲厚覆。都下俄暗。須臾電鳴。暴雨大降。勅見其所澍東西京而已。復命(空)海。海亦期七日。敏乃呪諸童内一瓶。繇是期至不雨。海入三摩地。觀敏成障奏朝重祈而雨。(六四〇下)

(7) 天長元年(八二四)春三月旱。重奉帝勅祈雨於神泉苑。愆期不雨。(空)海入三摩地見之。守敏法師呪諸竜接入一瓶。奏延二日。(中略)以幣物供神竜。既而膏雨大澍。池水至壇。霖沛三日。天下皆洽(八二上)

(8) 承和元年(八三四)六月旱。(東寺覺成)奉詔於神泉苑。読経祈雨。至第七日有竜現池。得法雨。(七一六上)

(9) 齊衡三年(八五六)春。天下大旱。勅(法淋寺常暁)於神泉苑修大元帥法。白竜現幡上。大雨普灑。(二二二下)

(10) 貞觀八年(八六六)夏。五畿内大旱。詔(延曆寺安)慧祈雨於神泉苑。其夜神竜現壇。踰日大雨。(中略)授僧正位。慧辭不受。仍賜年分度者十二人。御衣并砂金千兩。(二二一上)

(11) 貞觀十七年(八七五)夏。天下旱魃。(貞觀寺真)雅於大極殿修壇精祈。不日雨。(清和)帝眷益倍。(二二〇上)

(12) 延喜二年(九〇二)六月炎旱。奉勅(醍醐寺聖宝)修孔雀經法。甘雨降灑。賞任僧正。(二四三上)〔十三日、祈雨奉幣、十七日、祈雨山陵使を発し、又十社十五大寺等に読経せしむ〕

(13) 延喜十四年(九一四)夏旱。依勅(醍醐寺觀賢)於神泉苑修孔雀經法。第三日夜甘雨大降。(醍醐)帝悅

称賞二十伴僧賜各度者一人。(一四六下)〔五月十五日、祈雨奉幣〕

(14) 延長二年(九二四)六月旱。有詔(東大寺観宿)七月朔。於神泉苑修請雨經法。至第三日雷鳴雨濺。勅曰。可三重修使実五穀。越延七日修中大雨。賞賜甚多。(六四九下)

(15) 延長三年(九二五)夏旱。宜於延曆寺。修祈雨法。(尊)意率六僧。修仏頂尊勝法。四日雨降。挙朝嘉歎。從此尊勝法。嚮於朝廷。(六五二上)〔是夏、旱魃〕

(16) 天慶二年(九三九)夏旱。(延曆寺尊意)修尊勝法於延命院。至第七日。昼夜大雨。賜度者二十二名。(六五二下)〔六月二日、祈雨奉幣、十二日、祈雨奉幣、二十日、祈雨御説経〕

(17) 天慶八年(九四五)四月畿内久旱。奉勅(延曆寺義海)修孔雀經法於神泉苑。修中得膏雨。至結願日。勅任法務。(六五六上)〔十七日、天台座主義海をして、孔雀經法を修せしむ〕

(18) 天徳四年(九六〇)夏旱。詔(香隆寺寛)空修孔雀經法於仁寿殿。散日大雨。賞授權僧正。(六六一上)〔五月五日、甘雨を祈り、疾疫を禳わしむ。九日、七大寺の僧をして東大寺に於て説経して雨を祈らしむ。十三日、炎旱に依りて御卜を行う。是日、大僧都寛空をして、仁寿伝に孔雀經法を修せしむ。十四日、重ねて炎旱を下す。甘雨降る。〕

(19) 応和二年(九六二)夏旱。朝議勅(金竜寺千)観祈雨。峯觀在撰之箕面山。(中略)庵前後三里有飛瀑。

上有「大柳樹」。觀到「瀑所」。手擎「香炉」。樹上持誦。須臾「炉烟上騰」。散「滿山谷」。黑雲俄覆。大雨遍澍。(二五七下)

(20) 応和三年(九六三)七月畿内大旱。勅「(東大寺光)智祈」雨。不「日而驗」。(一五六上)「八日、祈雨奉幣。九日、御修法御説経を行い、炎旱を禳わしむ。廿八日旱魃によりて仁王会を修せしむ」

(21) 康保初(九六四)旱。勅「(香隆寺寛空)修」于神泉苑。「愆」期不「雨」。朝野潛笑。(中略)立「於宮庭」。密觀誦呪。(中略)雲起「膚寸」。雷雨大雨。(中略)賞「軫」僧正」。(六六一下)

(22) 安和二年(九六九)以前。会天下旱。(東大寺法)藏謂「異人」曰。願汝降「雨」。曰為「蒙」。法味「欽受」命。然有「罪業」。師垂「救護」。其証雨時而見焉言語訖昇「天」。須臾大雨雜「血而下」。藏因修「冥福」。(一五四上)

(23) 天祿三年(九七二)夏旱。奉「勅」(石山寺元泉)修「法於神泉苑」。愆「期無」応。泉作「茅菴」。投「池加持」。其菴漸搖。須臾昇「天」。迅雷響「天」。暴雨溢「地」。(二六一下)「六月二十日、阿闍梨元泉をして、神泉苑に於て、請雨経法を修せしむ。廿八日、請雨経法結願。神泉苑南門倒る。」

(24) 天元五年(九八二)夏旱。詔「(石山寺元)泉修」法神泉苑。「第五日雨」。任「權少僧都」。(二六一下)「七月十八日、權律師元泉をして、神泉苑に於て請雨経法を修せしむ。廿五日、神泉苑御修法」一箇日延引す」

(25) 寛和元年(九八五)季夏。(石山寺元泉)又修「請雨経法」。甘雨応「期」。(花山)帝心有「悦」。伴僧各各賜「僕一人」。

任_レ梟以_三僧止_一。梟辞不_レ受。(一六一下)〔六月廿八日、權大僧都元梟をして、請雨經法を修せしむ。七月六日、大極殿に於て、祈雨御読經を行う。七日、神泉苑御修法結願。十日、炎旱に依りて獄囚を免ず〕

(26) 永延元年(九八七)五月久旱。奉_レ勅集_三六大寺僧於大仏殿_一。諷誦祈_レ雨。翌日暮時。雲雨暴降。雷霆落_三大仏殿_一。(六六九上)〔廿一日、祈雨奉幣。廿四日、大極殿に於て請雨經法を修す。廿八日、六大寺の僧をして東大寺に於て、雨を祈らしむ。廿九日、炎旱に依りて、服御常膳を減じ、大赦を行う。六月一日炎旱に依りて神泉苑に水を灑かしむ〕

(27) 長和五年(一〇一六)夏天下大旱。(禪林寺深 寛為_三国家_一。修_三請雨經法於神泉苑_一。(中略)非_レ可_レ憂_三炎旱_一。只為_三万民_一欲_レ禱_三法雨_一。(中略)自_レ晝至_レ午誠心誦_三孔雀經_一。時雲雷鳴覆暴雨如_レ沃。(六七六下)〔六月廿九日、祈雨奉幣使發遣日時を定む。七月五日、丹生、貴布弥両社に祈雨奉幣使を發遣す。〕

(28) 寛仁二年(一〇一八)六月。畿甸炎旱。詔(醍醐寺仁海)於_三神泉苑_一。修_三請雨經法_一。登日晡時甘雨大降。(中略)長久六年(一〇四五)聽_三輦車_一。賜_三封七十戸_一。皆法雨之賞也。(六七七下)〔六月三日、炎旱に依りて御卜を行う。是日、百口僧をして大極殿に仁王經を転読して雨を祈らしむ。四日、雷鳴あり、炎旱に依りて、阿闍梨仁海をして請雨經法を神泉苑に修せしめ、安倍吉乎をして、五童子を同所に行わしむ。是日、旱炎の為に輕犯者を赦す。六日、雷電降雨あり。大極殿仁王經御読經延引。八日、降雨あり、大極殿仁王經御読經結願、僧等に度者を給い、僧綱の請に依りて再び大極殿に仁王經御読經を行わしむ。十三日、降雨、神泉苑御修法結願〕

(29) 治安三年(一〇二三)以前。(三井寺行巴)嘗与_三小野仁海僧正_一。奉_レ詔祈_レ雨。海公修_三請雨經法_一。巴修_三水天供_一。

至_二第三日_一。甘雨大澍_一。(六八〇下)

(30) 万寿(一〇二四—二七)・長元(一〇二八—三六)間。奉_レ勅(醍醐寺仁海)祈_レ雨。亡慮九度。皆立奏_レ応。其修法際。或紫雲池中出。或赤蛇壇下蟠。(六七七下)

(31) 治曆二年(一〇三八)七月畿甸旱。勅_レ(仁和寺長)信祈雩。率二十僧_一。於_二神泉苑_一。修_二孔雀經法_一。至_レ期不_レ雨。奏延三日_一。於_レ是文武百官。持_レ花齋_レ香。陪_二於泉苑_一。応_レ時大雨。霑_レ衣而歸。(六八八上)〔七月十九日、孔雀經法を神泉苑に修して雨を祈る。〕

(32) 治曆三年(一〇三九)六月旱。勅(東寺濟延)於_二東寺_一修_二孔雀經法_一。即日大雨。任_二東寺_一長者_一。(六八六下)〔六月廿五日、權大僧都濟延を東寺長者に補す。是日、濟延をして、孔雀經法を東寺に修し、雨を祈らしむ。〕

(33) 永承二年(一〇四七)七月旱。有_レ旨(東寺深寛)於_二東寺_一修_二孔雀經法_一。約以_二七日_一当_レ期令_下弟子光禪持_二神供_一届_中神泉苑_上。膺_レ躡_二小池_一禪闍梨蹶倒_二水中_一。寺僧僉曰。是吉徵也。先例儘多。是夕大雨。普及_二郊垌_一。(六八一上)〔是月、權大僧都深寛をして、孔雀經法を東寺に修し、雨を祈らしむ。本朝高僧伝〕

(34) 康平八年(一〇六五)六月旱魃作虐。(東寺成尊)率二十僧_一。於_二神泉苑_一。修_二請雨經法_一。修中兩度甘雨大澍。竜顔有_レ悦。賞賜多品。(一八〇下)〔六月十五日、日蝕、大法師、成尊をして、請雨經法を神泉苑に修せしむ〕

- (35) 永保二年(一〇八二) 夏秋之交。畿甸大旱。勅_二範俊(東寺)_一。於_二神泉苑_一修_三請雨經法_一。(醍醐寺義) 範師
伝法臘共長_二於俊_一。因懷_二憤怨_一。入_二醍醐山_一。修_二宝楼閣法_一。礙_二俊之修_一。既而苑上。黑雲靄翳。王城之人。
覿望必雨。醍醐山頂。暴風俄來。吹_二散苑雲_一。如_二是數四_一。都下童謡曰。範俊雲又馳。義範風復吹。過_二二七日_一。
俊破_レ壇去。(六八九下)〔七月十日、炎旱に依り、藏人をして、神泉苑の池を浚渫せしむ。十一日、孔雀經法を神泉苑に修して、
雨を祈る。十六日、阿闍梨範俊をして、請雨經法を神泉苑に修せしむ。廿八日、孔雀經法を東寺に修す。〕
- (36) 永保二年(一〇八二) 自_レ夏至_レ秋。早魃為_レ虐。畿内殿屎。(東寺) 範俊先祈無_レ応。更勅_レ(仁和寺信) 覺祈。
約_二二七日_一修_二孔雀經法_一。当_二第十日_一膏雨連日。勅_二藏人弁伊家_一。東寺壇所賞聽_二輦車_一。(六八八下)〔八月七日、
京都大雨。十三日、祈雨の功に依りて、僧正信覺に輦車を聴す〕
- (37) 寛治二年(一〇八八) 秋早。奉_レ勅(醍醐寺義範) 修_三請雨經法於_二神泉苑_一。至_二第三日_一。大雨降灑。(六九〇上)
〔七月三日、陰陽寮、祈雨御説經の時日を勘申す〕
- (38) 寛治三年(一〇八九) 夏五月久旱。勅(醍醐寺定賢) 就_二東寺_一修_二孔雀經法_一。修中兩度。降_二大法雨_一。賞_二權
大僧都_一。(六九一下)〔五月八日、丹生、貴布弥兩社に奉幣して雨を祈る。十三日、孔雀經御説經を神泉苑に修し、又其池を浚
渫して雨を祈る。廿一日、神泉苑に五童祭を、東大寺に千僧御説經を、東寺に孔雀明王御修法等を行い、雨を祈らしむ。廿八日、
東寺孔雀妙王御修法結願。〕
- (39) 寛治三年(一〇八九) 五月畿邦久旱。上命_二有司_一。掃_二神泉苑_一。勅_レ(延曆寺增) 誉祈_レ雨。修_二孔雀經法_一。

及_二第七日_一。天陰雨灑。大蛇出_レ池。巡_レ島一市。雲亦湧出。雷雨如_レ綆。至_二翌日_一。朝野嘆曰。時及_二澆季_一。佛法有_レ驗。(六九五上)

(40) 寛治三年(一一八九) 初秋又旱。(定賢) 醍醐住房修_二孔雀經法_一。至_二第三日_一。雷電響_レ天。甘沢流_レ地。(六九二下)
〔七月九日、東寺長者定賢をして、孔雀經を醍醐寺に修し、雨を祈らしむ。廿三日、醍醐寺孔雀經御修法結願〕

(41) 康和三年(一一〇一) 七月亢旱。勅_レ(東寺經) 範法雲。伴_二二十僧_一。修_二孔雀經法於東寺_一。僅至_二二日_一。雷雨大澍。四日相連。賞補_二法務_一。(六九二上) 〔七月廿五日、祈雨奉幣。廿九日、權大僧都經範、孔雀經法を東寺に修す。〕

(42) 嘉承元年(一一〇六) 六月亢旱。勅_レ(東寺覺) 意祈_レ雨。七月五日於_二東寺灌頂院_一。率_二伴僧二十員_一。修_二孔雀經法_一。至_二二十三日_一。雷雨。十六日又大雨。弟子嚴覺賞敍_二法眼_一。(六九三下) 〔六月廿五日、藏人をして、神泉苑池を浚渫せしむ。廿七日祈雨奉幣。七月三日、孔雀經を神泉苑に誦誦して雨を祈る。五日、孔雀經法を東大寺に修して、雨を祈り、尊星王法を麗景殿に、延命法を桂芳坊に修す。〕

(43) 天永三年(一一二二) 六月久旱。勅(醍醐寺勝覺) 修_二請雨經法於神泉苑_一。至_二第四日_一。急雨降注。(中略) 賞賜甚臚。(六九八上) 〔六月廿五日、是日、僧二十口をして、孔雀經を神泉苑に転読せしめ、雨を祈らしむ。〕

(44) 永久五年(一一二七) 夏旱。奉_レ勅(安祥寺嚴覺) 於_二神泉苑_一。修_二請雨經法_一。修中霖雨普潤。(六九六上) 〔五月、是月雨降らず、仁王經法を内裏に修す。六月三日、壬生、貴布弥両社に奉幣し、神泉苑を浚渫して、共に雨を祈る。十四日請

雨経法を神泉苑に修す。廿二日、僧百口をして仁王経を紫宸殿に読誦せしむ」

(45) 永久五年(一一一七)夏旱。(醍醐寺勝寛)又雩_二於神泉_一。第四日小蛇蟠_二壇下_一。其日甘雨普澍_二率土_一。覺既而憩_二僕射(源俊房)亭_一。勅滿_二七日_一。覺奏曰。既得_二悉地_一。重奉_二綸言_一。神呪法驗。不_レ愆_二今日_一。独往_二神泉_一。精祈及_レ昏。黑雲俄起。暴雨滂沛。(六九八上)〔七月二日、神泉苑祈雨御読経始。四日、是日、神泉苑御読経結願〕

(46) 元永元年(一一一八)五月久旱。奉_レ勅(仁和寺寛助)於_二神泉苑_一誦経。即日大雨。(六九七上)〔五月廿八日、御読経を神泉苑に行い、雨を祈る。〕

(47) 大治五年(一一三〇)初秋旱。(東寺信証)就_二東寺_一修_二孔雀経法_一。修中疾雨。賜置_二阿闍梨五人於成就院_一。(七〇二上)〔六月廿六日、二十二社に奉幣して、雨を祈る。七月三日、孔雀経御読経、及び五竜神を神泉苑に行い、雨を祈る。七日、神泉苑孔雀経御読経結願。〕

(48) 大治五年(一一三〇)七月旱。(醍醐寺定海)修_二孔雀経法於醍醐(寺)_一。密雲雨施。賞置_二阿闍梨五人於醍醐寺_一。(七〇三上)〔七月十一日、千僧御読経を延暦寺に、孔雀経御読経を醍醐寺に行い、雨を祈らしむ〕

(49) 保元元年(一一五六)秋七月旱。詔_レ(東寺寛)遍祈_レ雨。從_二自恣日_一。修_二孔雀経法_一。至_二二十日_一畿内大雨。賜_二牛車宣_一。住_二權僧正_一。又置_二阿闍梨五人於東寺尊寿院_一。(七〇九上)

(50) 保元二年(一一五七)七月旱。(東寺寛)遍於「東寺」又修「同(孔雀経)法」。未「数日」暴雨連日。賞賜如去秋(置阿闍梨五人於東寺尊寿院)(七〇九上)〔七月十六日、東寺法務寛遍、孔雀経法を修して、雨を祈る〕

(51) 応保元年(一一六一)夏秋旱。奉「勅(興福寺慧信)祈」雨。修中兩度大雨。賜「優賞」焉。(七〇七下)

(52) 応保元年(一一六一)六月久旱。民望「雲漢」。 (東寺禎喜)率「伴」讀「経於神泉苑」。僅經「三日」。白竜浮見。甘雨普潤。(七一四下)〔六月三十日、東寺長者禎喜をして、神泉苑に祈雨御読経を修せしむ〕

(53) 仁安初(一一六六)六月又旱。(東寺禎喜)修「孔雀経法於神泉苑」。七日不「雨」。延「期三日」。至「結願日」。大雨施「野」。賞任「東寺一長者」。(七一四下)〔六月二十六日、東寺長者禎喜をして、神泉苑に孔雀経法を修して、雨を祈らしむ。〕

(54) 嘉応三年(一一七二)春旱。(東寺禎喜)法「雩神泉」。不「日」又応。(七一四下)

(55) 承安四年(一一七四)六月炎旱。奉「勅(東寺任覚)就」神泉苑」。率「僧読経修中大雨」。(七二二上)〔六月廿二日、国忌、孔雀経法を神泉苑に修して、雨を祈る。是日、大雷鳴。〕

(56) 建久二年(一一九二)夏五月旱。奉「勅(東寺延晃)於」神泉苑」。修「請雨経法」。第四日雨。賞敍「法印」。(七一七上)〔五月十日、炎旱。醍醐寺に孔雀経法を修す〕

- (57) 建久七年(一一九六) 七月(東寺延泉) 神泉苑祈雨。三日得驗。(七一七上)〔九日、神泉苑祈雨御読経〕
- (58) 建久八年(一一九七) 六月(東寺延泉) 神泉読経。散日大雨。即就壇場一拜權僧正。(七一七上)〔閏六月十九日祈雨。明日又孔雀経法を神泉苑に転読祈雨。雷雨大風、東大寺廻廊倒る〕
- (59) 建久九年(一一九八) 秋旱。奉詔(東寺印性)於神泉苑。読経祈雩。至第五日。大雨降潤。朝家優賞。以弟子覺教。直敍法眼。(七一九上)
- (60) 正治元年(一一九九) 秋八月。(東寺延泉) 神泉誦経。第二日雨。賞聽牛車。(七一七上)〔八月廿四日止雨御祈尋で七社及び十社に奉幣し、又東大、興福、延暦の三寺に仁王経を転読せしめて、齋を祈る〕
- (61) 建久頃(一一九〇—九九) 一時久旱。(高山寺高) 弁作二竜。修大仏頂法。加持香水。登山灑下。即雨三日矣。(二二七下)
- (62) 元久元年(一二〇四) 秋久旱。(東寺印性) 又到神泉苑。修請雨経法。散日急雨。(七一九上)〔七月二日神泉苑に祈雨御読経。尋で又神泉苑、東寺灌頂院等に孔雀経法行う〕
- (63) 元久二年(一二〇五) 七月久旱。詔(東寺延泉)於東寺灌頂院。修孔雀経法。不日雨降。賞以延泉一任權律師。(七一七上)〔七月十三日、神泉苑祈雨御読経。尋で、又東寺灌頂堂に於て之を行わる。十八日、北野社祈雨御歌合〕

(64) 元久二年(一一〇五)七月旱日尚矣。有_レ勅(東寺印性)於_二東寺灌頂院_一。率_二伴僧二十員_一。修_二孔雀經法_一。以_レ祈_レ雨。至_二第二日_一。甘雨滂沱。尋_レ勅修七日。賚_レ賜甚臚。(七一九上)

(65) 建曆元年(一一二一)秋旱。奉_レ勅(醍醐寺成賢)修_二孔雀經法_一。而_レ驗。賞_レ任_二權僧正_一。(七二七下)〔七月十三日、成賢をして孔雀經法を醍醐寺に修して雨を祈らしむ〕

(66) 建曆二年(一一二二)秋八月旱。(仁和寺道尊)讀_二經法_一。雩_二于神泉苑_一。連日大雨。(七二七上)〔八月一日、神泉苑に祈雨読經〕

(67) 建保元年(一一二三)秋久旱。(華藏院親覺)於_二神泉苑_一。修_二請雨經法_一。至_二第七日_一暴雨大澍。畿甸人民。抃_レ野而称。(七二〇上)〔八月一日、丹生、貴布禰兩社に奉幣し、神泉苑に孔雀經を読誦して、雨を祈る〕

(68) 建保元年(一一二三)奉_レ詔(東寺成宝)法_二雩於神泉苑_一。七日大雨。朝家優賞。以_二弟子親宝_一任_二權律師_一。(七二六下)〔八月一日權僧正成宝、請雨經法を修す〕

(69) 建保三年(一一二五)夏六月旱。(仁和寺道尊)神泉苑誦經。以_二第五日_一。畿内雨沢。賞_レ以_二頭寬_一。任_二權律師_一。(七二七上)〔六月三日、七社に奉幣使を發遣して雨を祈る。尋で、神泉苑に於て、請雨經法を修し、五竜祭を行う。〕

- (70) 建保三年(一一二五)夏旱。(醍醐寺成賢)修_二同法(孔雀経法)於_一神泉苑_一。七月雷雨。賞_レ転(僧)正。弟子
浄真任_二権律師_一。頻年又修_二(醍醐寺成賢)孔雀経法於_一高陽殿_一。禱_レ雨得_レ賞。定範為_二法印_一。光宝転_二大僧都_一。
(七二七下)〔六月十五日、二十二社に奉幣使を發遣して、雨を祈る。八月一日、再び丹生、貴布禰兩社に祈雨奉幣使を發遣す。〕
- (71) 建保六年(一一二八)夏旱。(仁和寺道尊)又祈_二神泉_一。修中大雨。(七二七下)〔五月十九日、神泉苑祈雨御読経〕
- (72) 承久元年(一一二九)春旱。奉_レ勅(東寺良遍)祈_二神泉苑_一。至_二第四日_一。暴雨普潤。乃蒙_二優賞_一。(七二八上)
〔三月廿二日神泉苑に祈雨読経を行ふ〕
- (73) 承久元年(一一二九)四月畿甸久旱。又有_レ勅(東寺成宝)修_二請雨経法於_一神泉苑_一。愆_レ期不_レ雨。奏延_二七日_一。
至_二第三日_一。雨沢普施。賞_レ転_二大僧正_一。(六二七上)〔四月八日、前權僧正成宝をして神泉苑に於て請雨経法を修せしむ〕
- (74) 承久元年(一一二九)七月旱。(東寺親嚴)修_二法神泉苑_一。第三日大雨流。賜_レ置_二阿闍梨五口於_一随心院_一。(七二八
下)〔七月六日、神泉苑祈雨読経〕
- (75) 元仁元年(一一三四)閏七月旱。奉_レ勅(東寺覚教)於_二神泉苑_一讀経念持。五日大雨。賞_レ置_二阿闍梨二人於_一本房_一。
(七三二上)〔三日、東寺三長者權僧正覚教をして神泉苑に祈雨御読経を修せしむ〕
- (76) 元仁(一一三四―五)嘉祿(一一二五―七)間。(東寺親嚴)神泉苑三祈_レ雨。俱得_二法徵_一。賞_レ以_二賢長_一任_二權

少僧都^一。嚴海任^二權大僧都^一。光嚴為^二律師^一。(七二八下)〔嘉祿元年七月七日、宣旨を下し、前權僧正範円をして室生竜穴に於て、仁王經を転読せしめ、権大僧都聖海をして、清滝に於て、孔雀經を転読せしめ、並に雨を祈らしむ。嘉祿二年八月、是月炎旱。〕

(77) 寛喜二年(一二三〇)六月。畿内旱魃。有^レ詔(東寺仁慧)修^二請雨經法於神泉苑^一。不^レ日而雨。(七三二下)

(78) 仁治元年(一二四〇)夏秋亢旱。詔^レ(東寺実)賢祈雩(神)泉苑修法。感^二連日雨^一。賞置^二阿闍梨三人於醍醐尊師堂^一。(七三三下)〔六月廿七日、奉幣使を伊勢大神宮に發遣して、雨を祈らしむ。七月八日請雨經法を神泉苑に修す。十九日降雨により醍醐寺に阿闍梨三口を置く。本朝高僧伝〕

(79) 仁治二年(一二四一)六月旱。(仁和寺良慧)修^二孔雀經法於東寺灌頂院^一。第四日雨。賞聽^レ駕^レ車。(七三六上)〔六月十四日、雨を神泉苑に祈る。三十日、神泉苑御読經結願。本朝高僧伝〕

(80) 年月未詳。一時夏旱。禱修無^レ応。州主請^レ(書写山寛)昌。書^二三大字^一。作^二請雨文^一以祭^レ天。即時雨降云。(二二五上)

(81) 寛元二年(一二四四)天下旱魃。仁慧僧正。修^二孔雀經法^一。二七日無^レ驗。破^レ壇而退。(東寺実)賢又奉^レ勅。修^二同法(孔雀經法)於神泉苑^一。至^二第二日^一。華夷普雨。受^レ賜^レ転^レ(僧)正。(七三三上)〔六月二日、幕府、修法して雨を祈る。三日、幕府、修法して天変炎旱を禳う。六月十三日神泉苑に於て読經。又興福寺をして雨を祈らしむ。六月廿六〕

日請雨經法を神泉苑に修す。是日、前太政大臣公經七仏薬師法を西園寺五大堂に修す。廿七日、是日、京都雨降る。廿八日、僧事、祈雨の賞を行う。」

(82) 宝治元年(一二四七)六月。(仁和寺良慧)祈雨於(東寺)灌頂院。修孔雀經法。七月初三大雨。(七三六上)〔五月廿六日、神泉苑に読経して雨を祈る。廿八日、五竜祭を修す。六月七日神泉御読経結願。九日請雨經法を神泉苑に修す。又東大寺・延暦寺・興福寺をして仁王經を転読せしめ、輕囚を赦赦す。十五日、炎旱を軒廊に卜し、輕囚を赦し、諸寺に読経を命ず。十六日、五竜祭を修す。十七日水天供を修す。廿九日孔雀經法を東寺に修して雨を祈る。七月三日孔雀經法結願。〕

(83) 建長三年(一二五一)畿内旱。有詔(東寺俊嚴)修請雨經法於神泉苑。不越三日大雨。(七三三下)

(84) 建長四年(一二五二)六月。天下亢陽。又(東寺俊嚴)神泉苑祈雩有徵。賞敍僧綱。〔七三三下〕〔五月二日、祈雨奉幣、是日、水天供を修す。十一日、幕府、祈雨賞を行う。十五日、京都雨あり。六月十九日、幕府、鶴岡別当隆弁に命じて、雨を祈らしむ。六月廿日、雨を神泉苑に祈る。本朝高僧伝〕

(85) 建長五年(一二五三)夏五月。(東寺房巴)司東寺長者。京城大旱。祈雨神泉(苑)。即日応。賞転權僧正。〔七三四上〕〔十四日、室生竜穴御読経定む。十六日、水天供を修して雨を祈る。二十日、清滝宮に読経して雨を祈らしむ。二十二日神泉苑御読経定む〕

(86) 正嘉元年(一二五七)秋七月早。(東寺定親)修秘法於神泉苑。修中大雨連日。(七三五上)〔十日雨を神泉苑に

祈る。尋で又清滝宮に祈る。

(87) 正嘉丁巳元年(一二二五)夏旱。(戒壇院円)照。到郡之電池。誦般若心經及千手陀羅尼。須臾暴雨。周洽郊野。回途淋漓以雨傘邀。(七八六下)

(88) 文永三年(一二六六)夏旱。六月晦日。奉勅(東寺道勝)於灌頂道場。修孔雀經法。七月三日雷雨。賞寄阿闍梨四人於高野山。(七三七上)

(89) 文永五年(一二六八)夏旱。(仁和寺齋助)於神泉苑讀經精祈。踰宿即雨。(七四一上)〔七月一日祈雨により神泉苑に掃除勅使發遣。三日神泉苑祈雨読経日時定。雷鳴微雨に依り読経停む。七日神泉苑祈雨読経を行う。十七日、是日清滝室生竜穴に祈雨読経行う〕

(90) 文永十年(一二七三)六月旱。(醍醐寺定濟)又祈清滝(祠)受賞。(一三三四上)〔六月廿四日、室生竜穴及び清滝に読経して、雨を祈らしむ。廿七日、神泉苑に読経して、雨を祈らしむ〕

(91) 文永十年(一二七三)七月畿内炎旱。(安祥寺道宝)就神泉苑修請雨經法。七日大雨。賞轉僧正。(七三八下)〔三日興福寺、觀音像を造立し雨を祈る。五日水天供を修す。十日神泉苑に請雨經法を行わしむ。本朝高僧伝〕

(92) 文永十年(一二七三)七月。(仁和寺齋助)修請雨經法於神泉苑。皆得法驗。大蒙賞覲。(七四一上)〔七

月十日、神泉苑に請雨經法を行わしむ。本朝高僧伝

- (93) 建治二年(一二七六)夏旱。奉_レ詔(醍醐寺定濟)禱_二法雨於神泉(苑)_一而有_レ応。(二三四上)
- (94) 弘安三年(一二八〇)以前。此夏大旱。勅_レ(万寿寺東山湛)照祈雨。即日有_レ応。特賜_二水紋伽梨_一。(二九八下)
- (95) 弘安七年(二二八四)秋大旱。平帥(北条貞時)作_レ竜命_レ(無学祖)元法雩。元備_二傘履_一入_レ府。援_レ筆贊曰。偉哉戴_レ角擎_レ頭。触_レ処崩_レ崖裂_レ石。(中略)書_レ訖以_二筆管_一扣_二竜角_一。応_レ時雷雨大澍。(三〇三上)
- (96) 正応六年(二二九三)夏旱。(随心院静巖)修_二水天供_一。修中大雨。賜_二綸旨_一曰。浮雲忽起。甘雨頻降。九天遍誇_二玄沢之恵_一。千里皆消_二赤土之憂_一。(七四二上)〔六月廿四日水天供を修して雨を祈る〕
- (97) 嘉元初年(一二三〇三)夏旱積_レ日。(極楽寺忍性)就_二清滝宮_一持呪精祈。即日甘雨。華夷悉澍。凡禱_二旱澇_一二十四回。(七九一上)
- (98) 徳治元年(一二三〇六)秋七月旱。(東寺成慧)修_二水天供_一。即降_二大雨_一。(七四四上)〔是月、東寺に於て水天供を行う〕
- (99) 徳治元年(一二三〇六)秋七月(東寺公紹)祈_レ雨。修_二水天供_一。修中得_レ驗。(七四五上)

- (100) 正和元年(二二二)以前。一時久旱。邑人請(無住道)曉法雩。三日之後雷雨大沾。(三二五下)
- (101) 康永元年(一三四)以降。一夏久旱。請(碧潭周)皎法雩。即日大雨。鰲野歛扑。樞府囑(金錯刀一口)。 (四四一下)〔七月二十日、北朝、祈雨奉幣使を丹生、貴布禰兩社に發遣す〕
- (102) 応永六年(一三九九)夏国中大旱。民心如(悽)。(武州国濟寺峻翁令)山作(祈雨偈)曰。薄福衆生枯渴恤。(中略)擊(碎驪珠)灑(雨飛)。応(時雷雨大澍)。(五三二下)〔六月十七日、炎旱に依り、雨を祈らしめらる。〕
- (103) 応永十八年(一四二)畿内旱久。朝廷勅(諸宗碩德)法(雩於神泉苑)。久而無(驗)矣。源公(足利義持)乞(大岳周)崇(抵)神泉苑(唱)偈曰。泉苑欲(尋)空海蹤(靈山仏意勅)神竜(方今天下憂)枯涸(一雨宜)沾(万国農)。即時(靈雨降注)。蓋(国扑舞)。(五五二下)
- (104) 文祿二年(一五九三)郡中大旱。民方殿屎。屈(東叡山天)海(禱)雨。臨(潭)修(法)。(中略)雲雷(頻)作。大雨(普)治。(七五二上)
- (105) 正保四年(一六四七)夏旱。(野中寺慧猛)期(二七日)修(請)雨(法)至(第三日)。檀越(入)山。見(清水岩罅湧出)其勢(甚)急。怪(以)告(猛)。猛(曰)祈(雨)微(与)。既而(雲興)雨(澍)。河水(大)漲。(八一上)
- (106) 寛文三年(一六六三)以降。一時久旱。(神鳳寺円)忍(修)法(雩)。雲騰(雨)降。九野(周)澍。(八一二下)

以上の資料を一覧にして掲げるとつぎのとおりである。

	年 月	修法者	場所	修法	応 驗	恩 賞	備 考	典 拠
(1)	推古三三(六二五)夏	高麗僧慧灌		三論講讀	大雨即下	任僧正	著青衣	六四上
(2)	白宝二二(六六三)秋	百濟僧道寧		法雫	修中大雨		天下普潤	八九四下
(3)	持統二(六八八)秋	百濟僧道藏		禱雨	不崇朝		旱澇疾疫。連歲頻起	六四下
(4)	養老年中(七七一・二四)						早澇疾疫。連歲頻起	九一〇下
(5)	大同二(八〇七)夏	神宮寺下野勝道	補陀山上	祈雨	須臾甘雨		百穀豊登	八一七上
(6)	天長元(八二四)春三月	西寺守敏 東寺空海		祈雨	散日暴雨		東西京而已 守敏・空海の法力抗争	六四〇下
(7)	天長元(八二四)春三月	東寺空海	神泉苑	祈雨	延二日膏雨		西寺守敏の呪童により空 海の修法を妨ぐ	八二上
(8)	承和元(八三四)六月	東寺寛成	神泉苑	読経祈雨	至第七日法雨		童現池	七二六上
(9)	斉衡三(八五六)春	法淋寺常暁	神泉苑	大元帥法	大雨		白竜現幡上。大雨普灑	二二下
(10)	貞観八(八六六)夏	延暦寺安慧	神泉苑	祈雨	踰日大雨	授僧正、辞不受	年分度者十二人。御衣并 砂金千両	二二上
(11)	貞観七(八七五)夏	貞観寺真雅	大極殿	修壇精祈	不日雨		清和帝眷益倍	二三〇上
(12)	延喜二(九〇二)六月	醍醐寺聖宝		孔雀経法	甘雨	任僧正		一四三上
(13)	延喜四(九一四)夏	醍醐寺観賢	神泉苑	孔雀経法	第三日夜	二十伴僧各度 者一人		一四六下
(14)	延長二(九二四)六月	東大寺観宿	神泉苑	請雨経法	第三日雨濺	賜甚多	延七日修中大雨	六四九下
(15)	延長三(九二五)夏	延暦寺尊意		仏頂尊勝法	四日雨降		朝廷禱尊勝法	六五二上
(16)	天慶二(九三九)夏	延暦寺尊意	延命院	(仏頂)尊勝法	第七日	度者二十二名		六五二下

(33)	永承二(一〇四七)七月	東寺深寛	東寺	孔雀經法	夕方大雨		弟子光禪、屈神供倒水中	六八八上
(32)	治曆三(一〇三九)六月	東寺濟延	東寺	孔雀經法	即日大雨	任東寺二長者		六八六下
(31)	治曆二(一〇三八)七月	仁和寺長信	神泉苑	孔雀經法 持華齋香	至期不雨 応時大雨			六八八上
(30)	万寿・長元間 (一〇二四―一三六)	醍醐寺仁海		祈雨			九度。修法時紫雲赤蛇	六七七下
(29)	治安三(一〇二三)以前	三井寺行円 醍醐寺仁海		水天供 請雨經法	第三日甘雨			六八〇下
(28)	寛仁二(一〇二八)六月	醍醐寺仁海	神泉苑	請雨經法	登日甘雨	聽輦車 封七十戸	長久六年(一〇四五) 法雨の賞	六七七下
(27)	長和五(一〇二六)夏	禅林寺深寛	神泉苑	請雨經法 (法)	誦時暴雨		為国家なら非可憂炎旱 為万民禱法雨	六七六下
(26)	永延元(九八七)五月	六大寺僧	大仏殿	諷誦祈雨	翌暮暴雨		雷霆落大仏殿	六六九上
(25)	寛和元(九八五)季夏	石山寺元杲		請雨經法	応期甘雨	伴僧各僕一人	元杲任僧正も辞して不受	一六二下
(24)	天元五(九八二)夏	石山寺元杲	神泉苑	修法	第五日雨	任權少僧都		一六二下
(23)	天禄三(九七二)夏	石山寺元杲	神泉苑	修法 作孝童加持	愆期無応 須與暴雨		異人の証雨	一六二下
(22)	安和二(九六九)以前	東大寺法蔵						二五四下
(21)	康保初(九六四)	香隆寺寛空	神泉苑 宮廷	密觀誦呪	愆期不雨 斯須雷雨	転僧正	朝野潛笑 拳朝奇嘆	六六一下
(20)	応和三(九六三)七月	東大寺光智		祈雨	不日而驗		撃香炉烟散満山谷	一五六上
(19)	応和二(九六二)夏	金童寺千観	摂州瀑所樹上	持誦	須與大雨			一五七下
(18)	天徳四(九六〇)夏	香隆寺寛空	仁寿殿	孔雀經法	散日大雨	授權僧正		六六一上
(17)	天慶八(九四五)四月	延暦寺義海	神泉苑	孔雀經法	修中膏雨	任法務		六五六上

(49)	(48)	(47)	(46)	(45)	(44)	(43)	(42)	(41)	(40)	(39)	(38)	(37)	(36)	(35)	(34)
保元元(二五六) 秋七月	大治五(二二三〇) 七月	大治五(二二三〇) 初秋	元永元(二二八) 五月	永久五(二二七) 夏	永久五(二二七) 夏	天永三(二二二) 六月	嘉承元(二〇六) 六月	康和三(二〇〇) 七月	寛治三(二〇八九) 初秋	寛治三(二〇八九) 五月	寛治三(二〇八九) 夏五月	寛治二(二〇八八) 秋	永保二(二〇八二) 夏秋	永保二(二〇八二) 夏秋之交	康平八(二〇六五) 六月
東寺寛遍	醍醐寺定海	東寺信証	仁和寺寛助	醍醐寺勝覚	安祥寺嚴覚	醍醐寺勝覚	東寺寛意	東寺経範	醍醐寺定賢	延暦寺増誉	醍醐寺定賢	醍醐寺義範	仁和寺信覚	醍醐寺義範	東寺成尊
(東寺)	醍醐(寺)	東寺	神泉苑	神泉苑	神泉苑	神泉苑	東寺灌頂院	東寺	醍醐住房		東寺	神泉苑		醍醐山	神泉苑
孔雀経法	孔雀経法	孔雀経法	誦経	精析	請雨経法	請雨経法	孔雀経法	孔雀経法	孔雀経法	孔雀経法	孔雀経法	請雨経法	孔雀経法	寶楼閣法	請雨経法
雨 二十日畿内大	密雲雨施	修中疾雨	即日大雨	第四日甘雨 及昏暴雨	修中霖雨	第四日急雨	十三日雷雨 十六日大雨	第二日雷雨	第三日甘沢	第七日雨灑	修中兩度大雨	第三日大雨	無慮 第十日膏雨	暴風	修中兩度甘雨
寺尊寿院	牛車宣、住權 僧止 阿闍梨五人東	阿闍梨五人於 醍醐寺	阿闍梨五人於 (仁和寺)成就院			賜甚懸	弟子嚴覚敍法 眼	補法務			賞權大僧都	聽輦車			賜多品
				重奉論言独往神泉苑			伴僧二十員	伴二十僧		時及澆季仏法有驗			早魃為虐。畿内殿屎	礙範俊之修法	率二十僧
七〇九上	七〇三上	七〇二上	六九七上	六九八上	六九六上	六九八上	六九三下	六九二上	六九二下	六九五上	六九一下	六九〇上	六八八下	六八九下	一八〇下

(68)	建保元(二二三)	東寺成宝	神泉苑	法雪	七日大雨	律師		七二六下
(67)	建保元(二二三)秋	華藏院親覺	神泉苑	請雨經法	第七日暴雨	弟子親宝任權		七二〇上
(66)	建曆二(二二二)秋八月	仁和寺道尊	神泉苑	誦經法雪	連日大雨			七二七上
(65)	建曆元(二二二)秋	醍醐寺成賢		孔雀經法	而驗	任權僧正		七二七下
(64)	元久二(二〇五)七月	東寺印性	東寺灌頂院	孔雀經法	第二日甘雨	賜甚撫	伴僧二十員	七一九上
(63)	元久二(二〇五)七月	東寺延泉	東寺灌頂院	孔雀經法	不日雨	任權律師		七二七上
(62)	元久元(二〇四)秋	東寺印性	神泉苑	請雨經法	散日急雨			七一九上
(61)	建久頃(二九〇)九月	高山寺高弁	神泉(苑)	大仏頂法	即雨三日	聽牛車	作一竜、加持香水	二二七下
(60)	正治元(二九九)秋八月	東寺延泉	神泉苑	誦經	第二日雨			七二七上
(59)	建久九(二九八)秋	東寺印性	神泉苑	誦經折雪	第五日大雨	眼 弟子覺教紋法		七一九上
(58)	建久八(二九七)六月	東寺延泉	神泉苑	誦經	散日大雨	拝權僧正		七二七上
(57)	建久七(二九六)七月	東寺延泉	神泉苑	祈雨	三日得驗			七二七上
(56)	建久二(二九二)五月	東寺延泉	神泉苑	請雨經法	第四日雨	紋法印		七二七上
(55)	承安四(二七四)六月	東寺任覺	神泉苑	誦經	修中大雨		率(伴)僧	七二二上
(54)	嘉祿三(二七二)春	東寺禎喜	神泉苑	法雪	不日応			七二四下
(53)	仁安初(二六六)六月	東寺禎喜	神泉苑	孔雀經法	十三日結願日 大雨	東寺一長者	七日不雨延期三日	七二四下
(52)	応保元(二六二)六月	東寺禎喜	神泉苑	誦經	三日甘雨		率(伴)僧	七二四下
(51)	応保元(二六二)夏秋	興福寺慧信		祈雨	修中兩度大雨	賜優賞		七〇七下
(50)	保元二(二五七)七月	東寺寬遍	東寺	孔雀經法	未數日暴雨	阿闍梨五人東 寺尊寿院		七〇九上

(82)	宝治元(二四七)六月	仁和寺良慧	東寺灌頂院	孔雀経法	七月三日大雨	転僧正		七三六上
(81)	寛元二(二四四)	東寺仁慧 東寺実賢	神泉苑	孔雀経法	二七日無驗 第二日普雨			七三三上
(80)	年月未詳	寛昌 書写山(円教寺)		祭天	即時雨		書三大字 作請雨文	二二五上
(79)	仁治二(二四二)六月	仁和寺良慧	東寺灌頂院	孔雀経法	第四日雨	聽駕車		七三六上
(78)	仁治元(二四〇)夏秋	東寺実賢	神泉苑	修法	連日雨	阿闍梨三人醜 翻導師堂		七三二下
(77)	寛喜二(二三〇)六月	東寺仁慧	神泉苑	三度祈雨	不日雨			七三二下
(76)	元仁・嘉祿 (二二四—二七)間	東寺親嚴	神泉苑	得法徵	賢長任權少僧都 嚴海任權大僧都 光嚴為律師			七二八下
(75)	元仁元(二三三—四)閏七月	東寺覚教	神泉苑	読経念持	五日大雨	阿闍梨二人本 房		七三二上
(74)	承久元(二二九)七月	東寺親嚴	神泉苑	修法	第三日大雨	阿闍梨五口隨 心院		七二八下
(73)	承久元(二二九)四月	東寺成宝	神泉苑	請雨経法	愆期不雨	転大僧正	延七日第三日雨沢	七二七上
(72)	承久元(二二九)春	東寺良遍	神泉苑	祈	第四日暴雨			七二八上
(71)	建保六(二二八)夏	仁和寺道尊	神泉苑	祈	修中大雨			七二七下
(70)	建保三(二二五)夏 頻年	醍醐寺成賢 醍醐寺成賢	神泉苑 高陽殿	孔雀経法	七月雷雨	転僧正。弟子 浄真權律師 定範為法印、 光宝転大僧都		七二七下
(69)	建保三(二二五)夏六月	仁和寺道尊	神泉苑	誦経	第五日畿内雨 沢	顕寛任權律師		七二七上

(101)	康永元(三三四)以降	地藏院碧潭周皎		法雫	即日大雨	囃金錯刀一口		四四一下
(100)	正和元(三三二)以前	長母寺無住道暎		法雫	三日後雷雨		邑人請	三二五下
(99)	德治元(三〇六)秋七月	東寺公紹		水天供	修中得驗			七四五上
(98)	德治元(三〇六)秋七月	東寺成慧		水天供	即降大雨			七四四上
(97)	嘉元初(三〇三)夏	極楽寺忍性	清滝宮	持呪精祈	即日甘雨		禱皇傍二十四回	七九一上
(96)	正応六(二九三)夏	随心院静嚴		水天供	修中大雨	賜綸旨		七四二上
(95)	弘安七(二八四)秋	円覚寺無学祖元		法雫	応時雷雨		北条貞時作竜、無学贊書 詠以筆管扣竜角	三〇三上
(94)	弘安三(二八〇)以前	万寿寺東山湛照		祈雨	即日有応	賜水紋伽梨		二九八下
(93)	建治二(二七六)夏	醍醐寺定濟	神泉苑	禱法雨	有応			二三四上
(92)	文永十(二七三)七月	仁和寺齋助	神泉苑	請雨經法	得法驗	蒙賞贖		七四一上
(91)	文永十(二七三)七月	安祥寺道宝	神泉苑	請雨經法	七日大雨	転僧正		七三八下
(90)	文永十(二七三)六月	醍醐寺定清	清滝祠	祈	受賞			二三四上
(89)	文永五(二六八)夏	仁和寺齋助	神泉苑	読経精祈	踰宿即雨			七四一上
(88)	文永三(二六六)夏	東寺道勝	灌頂道場	孔雀經法	第四日雷雨	阿闍梨四人高野山	六月晦日奉勅、七月三日雷雨	七三七上
(87)	正嘉元(二五七)夏	照 東大寺戒壇院円	郡之竜池	誦般若心經・千手陀羅尼	須與暴雨			七八六下
(86)	正嘉元(二五七)秋七月	東寺定親	神泉苑	秘法	修中大雨連日			七三五上
(85)	建長五(二五三)夏五月	東寺房円	神泉苑	祈雨	即日応	転權僧正		七三四上
(84)	建長四(二五二)六月	東寺俊嚴	神泉苑	祈雫	有徴	紋僧綱		七三三下
(83)	建長三(二五一)	東寺俊嚴	神泉苑	請雨經法	不越三日大雨			七三三下

⑩6	寛文三（一六六三）以降	神鳳寺円忍		法霄				八二下
⑩5	正保四（一六四七）夏	野中寺慧猛		請雨法	第三日			八二上
⑩4	文禄二（一五九三）	東叡山天海	臨潭	禱雨修法	大雨			七五二上
⑩3	応永十八（二四二一）	諸宗碩徳 南禅寺大岳周崇	神泉苑 神泉苑	法霄 唱偈	久而無驗 即時靈雨	朝廷勅 足利義持乞		五五二下
⑩2	応永六（二三九九）夏	武州国濟寺峻翁 令山		祈雨偈	応時雷雨			五三二下

中国関係

①	熙寧六 延久五 （一〇七三）夏	成尋	瑤津亭	祈雨 重修 再禱	第三日夜雷雨 至七日 大雨三日			八四九下
②	乾道四 仁安三 （一一六八）秋	采西		祈雨	修法之間大雨	郡主請		八四上

(二) 早魃の発生時期と修法者

まず発生時期については前掲の一覧表からもわかるように、記録は一〇六件あるが、総括するとつぎのとおりである。

春（一・二・三月）五件（三月二件）

夏（四・五・六月）五十一件（四月二件、五月六件、六月十九件は明記してある）

秋（七・八・九月）二十九件（七月十八件、八月二件）

夏・秋の交り 四件

無記録 十七件

このように夏と秋、さらには夏と秋の端境期に集中しているが、とりわけ六月十九件、七月十八件が示すように、六月がもつとも多いことがわかる。記録は云うまでもなく旧暦（太陰暦）によるから、新暦（太陽暦）明治六年一月一日から）に置き換えると、例えば平成二十六年の場合、一月三十一日が旧暦の元旦に当たる。このように約三十日遅れであるから、旧暦六月は現在の七月に相当するので、現在の気象状況と殆ど同じである。

つぎに修法者は同日に二人の場合などがあり、一〇人以上を数えるが、仏教伝来の当初期には来朝僧高麗慧灌や、百済道寧・道蔵が行っている。しかし日本に仏教が定着した奈良時代以降は、南都・北嶺の密教僧が中心である。また前にも触れたが、同時に二人行った場合が七回ある。いま修法者を寺院別に掲げると、つぎのようである。

東寺 四十二人 醍醐寺 十七人

仁和寺 十人 延暦寺 五人

東大寺 四人 石山寺 三人

香隆寺 二人 安祥寺 二人

その他 各一人

このように東寺がずば抜けて多く、続いて醍醐寺・仁和寺など、東密関係者が殆んどである。とりわけ東寺延泉五回、東寺禎喜・印性三回、醍醐寺仁海・成賢、石山寺元杲、仁和寺道尊三回は注目する必要がある。また二回は東寺空海・範俊・寛遍・親巖・仁慧・実賢・俊巖、醍醐寺義範・定賢・勝寛・定清、仁和寺良慧・裔助、延暦寺尊意、香隆寺寛空などである。

これは卍元師蛮が「或曰。空海獲「紫雲篋」。禱早降」雨。蓋是密乘秘蹟。(中略)海之法裔。祈」雨得者。後世比比」(九一三下)と論じているが、まったく符合している。しかし万寿寺東山湛照、円覚寺無学祖元、長母寺無住道暁、地藏院碧

丹周皎、国済寺俊翁令山、南禅寺大岳周崇などの禅僧、極楽寺忍性の律僧も行っていることは無視できない。

(三) 修法の場所と方法

修法の場所については、明記されているものが十五箇所あるが、記録されていないものが非常に多く二十七回にもぼっている。記録されている十五箇所のうち、神泉苑五十六回が断然多い。これは前に掲げた一覽表や正元師蛮の論のように、天長元年（八二四）大旱の際、東寺空海と西寺守敏が神泉苑（桓武天皇が平安遷都の時造設した庭園）で祈雨し法験が著しかったので、それ以降旱天には多くの真言僧が祈雨の場所としたからである。しかし天慶四年（八八〇）五月の霖雨に対し、円覚寺宗睿は神泉苑で止雨法を修し、効験を得ている（一三一下）ことも注目する必要がある。つぎには東寺（含灌頂院）十四回、宮中（大極殿・高陽殿・仁寿殿・宮庭）四回、醍醐山三回、清滝祠（宮）二回で、後はすべて一回である。

なかでも下野神宮寺勝道の補陀山上、金竜寺千観の摂州瀑所樹上、東大寺戒壇院凝然の竜池、東叡山天海の臨潭などは特殊な修法の場所である。

つぎに修法の方法も、修法者によっていろいろと異り、記録されていない十一を除き、九十八は修法の内容を知ることができるとも多いのは東寺や醍醐寺僧が行った孔雀経法で二十九回の多きにのぼっている。修法については専門外であるから詳細にはわからないが、孔雀経法は孔雀明王を本尊として、除災・請雨などのために修する法である。つぎが同じく東寺・醍醐寺・安祥寺僧などが修した請雨経法の十九回である。請雨経法は大雲輪請雨経の所説により諸大竜王を勧請し雨を祈る修法で、本朝では空海が始めて行ったものである。その後は祈雨十一回、法雲八回、読経（祈雨・精祈・念持・祈雫・法雫）九回、修法、水天供（水天を供養し、雨を祈請する修法）四回、誦経、禱法雨、祈が共に三回、仏頂尊勝法、精祈、祈雫二回、その他大仏頂法（諸仏の最頂上の功德を総摂する大仏頂尊を供養する法）、宝楼閣法（宝楼閣経の所説により、釈迦如来を本尊として、堂塔の息災、亡者得脱のために修する法）、大

元帥法（大元帥明王を本尊として、鎮護国家、敵軍降伏のために修する法）、持誦、密観誦呪、諷誦祈雨、持呪精祈、秘法などが各一回である。その他のなかには高麗僧慧灌の青衣を著しての三論講讀（三論の祖、梁・法朗の講筵に依る）、書写山田教寺寛昌の祭天、東大寺円照の誦般若心経并千手陀羅尼などがあるが、とりわけ円覚寺無学祖元や南禅寺大岳周崇、さらには鎌倉極楽寺忍性など禅律僧の修法は無視できない。

無学祖元（一二二六—一八六）が弘安七年（二二八四）秋の大旱に行つた法雪は、北条貞時が童を作り、無学に修法を命じたもので、無学は「偉哉戴_レ角擊_レ頭。触_レ処崩_レ崖裂_レ石。蒼生久矣焦枯。助汝一声霹靂」と贊を書き訖つて、筆を以て童角を叩くと同時に雷雨大澍し年穀は実つたと詳記している。（三〇三上）また大岳周崇（一二三四—一四二二）については、応永十八年（一四二一）の畿内における長い旱に対して、朝廷の勅を受けた諸宗の碩徳による神泉苑の法雪が久しく効果がなかつたので、將軍足利義持の請をうけた大岳は、神泉苑に赴き「泉苑欲_レ尋_二空海蹤_一。靈山仏意勅_レ神竜。方今天下憂_レ枯涸。一雨宜_レ沾_二万国農_一」と偈を唱えたら、即時に靈雨が降り注いだとある。また極楽寺忍性（一二二七—一三〇三）は嘉元初年（一三〇三）夏、積日の早に清瀆宮で持呪精祈したら、即日甘雨が華夷を悉く澍したとあるとともに、凡そ早澇を禱すること二十四回と記している。

（四）修法の応験と恩賞

修法に対する応験の時期については、記録されていないものが五回、不明十五回、無応無験、愆期不雨など九回である。また日時が明らかなものでも、表記が究めて複雑であるのみならず、即日を当日とするか近日とするか（ここでは当日にした）などの問題もあるから、表記に基づき大まかに纏めると、つぎのようになる。

修法中（大雨・膏雨・甘雨・霖雨・疾雨、得験誦時）十二回

応時・応期 四回 散日（結願日） 四回

修法後二日 五回 三日 十一回

四日 七回 五日 四回 七日 六回

十日 一回 十三日 二回 十六日 一回

二十日 一回

即日(即、即時、登日) 十一回

不崇朝 一回 踰日(踰宿) 二回

須臾(斯須) 四回 不日 二回

このように応驗は修法中の十二回がもつとも多く、つぎが修法後三日と即日の十一回で、後は四日七回、七日六回などとなっているが、二十日後とあるのも注目する必要がある。

つぎに修法による応驗に対しての恩賞については、記録されていないものが非常に多く、五十六回にものぼっている。また記録されているものでも、賜(甚多、多品、甚廬、優賞、綸旨)、受賞、蒙賞などあり、具体的には知ることができない。また具体的に判明しているものでも(一) 修法者自身、(二) 弟子および関係者、(三) 伴僧に対するものがある。

(一) 修法者自身

(1) 任僧正・転僧正 七人

高麗僧慧灌 醍醐寺聖宝・成賢 香隆寺寛空

東寺成宝・実賢 安祥寺道宝

なお延暦寺安慧は辞した替わりに年分度者十二人、御衣、砂金千両を賜わっている。また石山寺元泉も辞しており、伴僧各に僕一人を賜わっている。

(2) 任権僧正・転権僧正 五人

香隆寺寛空 東寺寛遍・延泉・房円 醍醐寺成賢

(3) 任法印 一人 東寺延泉

(4) 任權大僧都 一人 醍醐寺定賢

(5) 法務 二人 延曆寺義海 東寺経範

(6) 權少僧都 一人 石山寺元泉

(7) 權律師 一人 東寺延泉

(8) 僧綱 一人 東寺俊嚴

(9) 年分度者二十二名 延曆寺尊意

(10) 阿闍梨

五人 東寺信証・寛遍(二回)・親嚴、醍醐寺定海

四人 東寺道勝

三人 東寺実賢

二人 東寺覺教

(11) 東寺一長者 一人 東寺禎喜

(12) 東寺二長者 一人 東寺濟延

(13) 其他

輦車・封七十戸 醍醐寺仁海

輦車 仁和寺信覺

牛車 東寺寛遍・延泉

駕車 仁和寺良慧

水紋伽梨 万寿寺東山湛照

金錯刀 地藏院碧潭周皎

(二) 弟子および関係者

東寺覚意 弟子厳覚敍法眼

東寺印性 弟子覚教敍法眼

東寺成宝 弟子親宝任權律師

仁和寺道尊 顕覚任權律師

醍醐寺成賢 弟子浄真任權律師 定範為法印

光宝 転大僧都

東寺親嚴 聖長任權少僧都 嚴海任權大僧都

光嚴為律師

(三) 伴僧

醍醐寺観賢 二十伴僧各度者一人

石山寺元泉 伴僧各僕一人

これにより弟子および関係者に対する恩賞分与の初見は、嘉承元年（一一〇六）東寺覚意であるが、醍醐寺成賢や東寺親嚴は共に三人の多きに分与している。また恩賞として阿闍梨を賜わったのは、大治五年（一一三〇）東寺信証が初見で、仁和寺成就院への五人であるが、その後度度行われている。

二 彗星(客星・妖星)

(一) 彗星(客星・妖星) 關係資料とその一覽

- (1) 安和年中(九六八—六九)から貞元二年(九七七) 仁和寺寛忠修孔雀經法。止彗星變。(六六二下)
- (2) 長治二年(一一〇五) 春彗星出。奉勅(醍醐寺勝覺へ一〇五七—一一二九) 修仁王經法。妖星逐日而没。(六九八上)
- (3) 天永元年(一一一〇) 六月彗星東出。其光可三六尺許。詔(仁和寺寛) 助禱之。治壇宮殿。修孔雀經法。修中妖星没。賞置阿闍梨五人於(仁和寺) 成就院。(六九六下) (六月四日、法皇千僧御誦經を法勝寺に行い給い、又鳥羽殿に御幸あらせられて、孔雀經法を修し、彗星を祈禳し給う。是日、法成寺金堂釈迦佛像眉間の珠脱落す。)
- (4) 康治二年(一一四三) 十月客星出地震。召(延曆寺行) 玄禁中。修熾盛光法。二變共止。(七〇五下)
- (5) 天養二年(一一四五) 是月彗星出。(延曆寺行玄) 於(宮中) 昭陽舍。修熾盛光法。又得法驗。轉大僧正。(七〇五下) (四月五日、彗星東方に現わる。十日、星變に依りて、梅宮及び当宗祭を延引す。是日、孔雀經法を院の御所に修す。廿九日、天台座主行玄に熾盛光法を、法印宗雲に七仏藥師法を修せしめ、彗星を禳わしむ。)
- (6) 承元四年(一一二〇) 十月彗星出。有詔(仁和寺道宝) 修五大虚空藏法。修中妖星隱。越月又出。修孔雀

雀経法^一。即永隱。賞^二補弟子道助^一。敍^三三品^一。為^二金剛峰寺檢校^一。(七二四下)〔九月三十日、彗星西方に見わる。尋で大殿若経を転読し、天地災変祭等を行い、之を祈禳せしむ。上皇も亦、伊勢大神宮以下、諸社に神馬を献じて、之を祈り給う。十一月十一日、彗星再び現わる。道宝法親王をして押小路殿に孔雀法を修せしめて天変を祈禳せらる。〕

(7) 承元四年(一一二〇)冬十月、彗星出。(延暦寺慈円)修^二熾盛光法^一。其驗如^レ初(建久元年冬十一月天変即止)。越^レ月復出。修^二金輪法^一。彗弗永隱。(七二九下)

(8) 貞応元年(一一二二)九月彗星。奉^レ詔(仁和寺道助)修^二北斗法於大聖院^一。及^二撤壇夜^一。惡星即没。(七三二上)〔八月一日、彗星出現す。十三日、幕府、彗星の出現に依り、百日泰山府君祭を修す。二十日、幕府、地震彗星等に依りて、三万六千神祭、天地災変祭、天曹地府祭、七座泰山府君祭等を修して、之を祈禳せしむ。廿五日、彗星御祈、道助法親王をして、大北斗法を修せしむ〕

(9) 寛嘉二年(一一三〇)冬十二月客星出。勅^レ(東寺親)嚴禳^レ之。率^二嚴海・俊嚴・宣嚴・親泉^一。於^二東寺講堂^一。修^二仁王経法^一。左衛門權佐藤信盛。看^二護法筵^一。第五夜妖星隱。賞置阿闍梨五人於講堂。(七二八下)〔十二月十三日、十三社に奉幣して、客星を祈禳す。尋で、紫宸殿に於て御読経を行わせらる。〕

(10) 貞永元年(一一三三)秋九月彗星出。(仁和寺道深)於^二紫宸殿^一。修^二孔雀経法^一。客星即没。(七三三下)〔閏九月四日、彗星出現す。十日、幕府、彗星出現に依りて、八字文殊法等を修す。尋で鶴岡八幡宮に於て、臨時神楽及び仁王会を行う。十七日、仁和寺道深法親王をして閑院内裏に於て孔雀法を修せしむ。是日、天台座主尊性法親王金輪法を、東寺長者僧正親嚴仏眼法等を修す。延暦寺根本中堂に於て同寺三塔相謀り、千部仁王経摺写供養を行い彗星を祈禳す〕

- (11) 天福元年(一二三三)冬十月客星出。(東寺親嚴)又修「仁王經法」。第七日妖星消。上足嚴海任「權僧正」。(七二八下)
- (12) 曆仁元年(一二三八)十二月。妖星西出。詔(延曆寺慈源)修「七仏薬師法」。結願日妖星隱。賞置「阿闍梨三口於睿山」。(七三五下)〔十二月三十日、天台座主慈源、如意輪法を修す。〕
- (13) 仁治二年(一二四二)冬十月彗星出。召「諸山座主於禁殿」。行「七仏薬師法」。(延曆寺慈)源為「大阿闍梨」。(七三五下)〔十月九日、流星、天を亘る。〕
- (14) 寛元三年(一二四五)三月。彗星東見。又詔(延曆寺慈)源修「熾盛光法於宮中」。得「驗」。任「大僧正」。(七三五下)〔三月一日、彗星、室壁の間に見わる。孔雀經法の勸賞あり、阿闍梨五口を神護寺に置く。四日、彗星見わる。七日、天台座主慈源に命じて、熾盛光法を禁中に修して、天変を禳わしむ。十一日、彗星を祈禳す。十四日、熾盛光法結願、是日、五壇法を禁中に修して、天変を禳う。十六日、幕府、彗星を祈禳す。十九日、幕府、七座泰山府君祭を修して、彗星を禳う〕
- (15) 文永元年(一二六四)七月彗星。(東寺定親)就「万里小路洞院」。修「仁王經法」。大弗忽匿。(七三五上)〔十日後深草上皇御所に正観音法、十一日後深草上皇御所に薬師法、十六日後深草上皇御所に熾盛光法、北斗法を修し彗星を禳う〕
- (16) 文永元年(一二六四)七月彗星。(仁和寺隆澄)修「五壇法」。(隆)澄預「中央」。無「何彗没」。賞置「阿闍梨一口於(仁和寺)理智院」。(七三四下)〔七月四日、彗星見わる。十五日、金輪法を禁中に修して、彗星を禳う。廿七日、彗星を

祈禱す)

(17) 文永十年(一二七三)二月。(仁和寺道融)結壇禁中^一。修仁王経法^一。彗星乃隱。優称寄阿闍梨五人於蓮華光院^一。(七三九下)〔正月十六日、彗星、西方に見わる。二月廿四日、五壇法を禁中に修し彗星を禳ふ〕

いま一覽を掲げるとつぎのとおりである。

	年 月	修法者	場 所	修 法	応 驗	恩 賞	備 考	典 拠
(1)	安和年中(九六八―九) 貞元二(九七七)	仁和寺寛忠		孔雀経法	止彗星變			六六二下
(2)	長治二(二〇五)春	醍醐寺勝寛		仁王経法	逐日而没			六九八上
(3)	天永元(二二〇)六月	仁和寺寛助	宮殿	孔雀経法	修中	阿闍梨五人仁 和寺成就院		六九六下
(4)	康治二(二四三)十月	延暦寺行玄	禁中	熾盛光法				七〇五下
(5)	天養二(二四五)	延暦寺行玄	宮中昭陽舎	熾盛光法	得法驗	転大僧正		七〇五下
(6)	承元四(二二〇)十月 十一月	仁和寺道宝		五大虚空蔵法 孔雀経法	修中 即永隱	弟子道助敍三 品 金剛峰寺檢校		七二四下
(7)	承元四(二二〇)冬十月 十一月	延暦寺慈円 延暦寺慈円		熾盛光法 金輪法	即止 永隱			七二九下
(8)	貞応元(二二三)九月	仁和寺道助	大聖院	北斗法	撤壇夜			七三二上

(9)	寛喜二(二二三〇)冬十一月	東寺親嚴	東寺講堂	仁王經法	第五夜	阿闍梨五人講堂	泉 率嚴海・俊嚴・宣嚴・親	七三二下
(10)	貞永元(二二三二)秋九月	仁和寺道深	紫宸殿	孔雀經法	即没			七三二下
(11)	天福元(二二三三)冬十月	東寺親嚴		仁王經法	第七日	上足嚴海任權僧正		七二八下
(12)	曆仁元(二三八)十二月	延曆寺慈源		七仏薬師法	結願日	山 阿闍梨三口叡		七三五下
(13)	仁治二(二四一)冬十月	諸山座主	禁殿	七仏薬師法			延曆寺慈源大阿闍梨	七三五下
(14)	寛元三(二四五)三月	延曆寺慈源	宮中	熾盛光法	得驗	任大僧正		七三五下
(15)	文永元(二六四)七月	東寺定親	万里小路洞院	仁王經法	忽匿			七三五上
(16)	文永元(二六四)七月	仁和寺隆澄		五壇法	無何没	阿闍梨一口仁和寺理智院	五大明王を五壇に飾る	七三四下
(17)	文永十(二七三)二月	仁和寺道融	禁中	仁王經法	乃隱	阿闍梨五人蓮華光院		七三九下

このように彗星についての記録は、天養二年(一一四五)行玄までわずかではあるが、断続的にあり、それ以降は継続している。

(二) 彗星(客星・妖星)の発生時期と修法者

まず発生時期については、前掲の一覧からもわかるように、記録は十七件あるが、二件は越月の修法であるとともに、二件は不明である。いま総括するとつぎのとおりである。

二月 一回 三月 一回 春 一回 六月 一回
 七月 二回 九月 二回 十月 五回

十一月 二回 十二月 二回 越月 二回

無記録 二回

このように十月を中心に秋から冬にかけ多く発生し、春から夏には少なかったことがわかる。また修法者は寺院別にするとうぎのようである。

仁和寺 寛忠・寛助・道宝（二回）道助・道深・隆澄・道融 七人 八回

延暦寺 行玄（二回）慈円（二回）慈深（二回）三人 六回

東寺 親嚴（二回）定親 二人 三回

醍醐寺 勝覚 一人 一回

諸山座主 一回

これにより仁和寺関係者がかつとも多く、それから延暦寺・東寺の順となっている。前に述べた早魃の修法では、東寺が頭抜けており、続いて醍醐寺・仁和寺であったが、彗星の修法は仁和寺・延暦寺が中心であることがわかる。また二回修法したのは仁和寺道宝、延暦寺行玄・慈円・慈源、東寺親嚴の五人である。

（二）修法の場所と方法

修法の場所については明記されていないものが七件にもなっているが、つぎのとおりである。

宮中（宮殿・禁中・紫宸殿） 七

大聖院 一 東寺講堂 一 万里小路洞院 一

これからもわかるように、宮中（宮殿・禁中・紫宸殿）における修法が極めて多いことがわかる。このような動向は光孝天皇の御願により創建され、宇多天皇の功により落慶するとともに、それ以降累代法親王が入住された仁和寺や、京都の鬼門に当る鎮護国家の道場である延暦寺との関係によるものと思われる。

つぎに修法の方法は左記のとおりである。

仁王経法 五回 孔雀経法 四回

熾盛光法 四回 七仏薬師法 二回

五大虚空蔵法 一回 金輪法 一回

北斗法 一回 五壇法 一回

仁王経法は鎮護国家や七難（日月・星辰・火・風・炎・旱・兵賊）除滅の法である。また孔雀経法については旱魃の項で触れたので省略するが、熾盛光法は熾盛光如来を本尊とする除災招福の秘法で、山門四箇大法の一つである。七仏薬師法は薬師如来を本尊として、息災・安産を祈る修法で、叡山四箇大法の一つとされている。また五大虚空蔵法は五大（地・水・火・風・空）虚空蔵菩薩を本尊として、智慧・福德を祈り修する密法であり、金輪法は最勝深秘で威徳熾盛である一字金輪を本尊として、止雨・除病・延寿などの功能があり、息災法として修される法である。また北斗法は北斗七星を本尊として、息災や天変地妖を除くために修する密法であり、最後の五壇法は五大明王を五壇に飾り、兵乱鎮定・息災・増益のために祈禱する修法である。

（三）修法の応驗と恩賞

修法に対する時期については、先の一覧でもわかるように、記録のないものが二回あるが、記録されているものでも、具体的でないものなど、表記が多種多様にわたっているため、大まかに纏めるとつぎのとおりである。

修法中 二回

即止（即没・即永隠・忽匿） 四回

結願日（徹壇夜） 二回 乃隠 一回

第五夜 一回 第七夜 一回

無何没 一回 逐日 一回

得法驗(得驗) 二回 永隱 一回

これにより修法中や 即止、あるいは結願日などが多くみられ、応驗が著しかったことがわかる。

また応驗に対する恩賞については、記録がないものが九回あるが、明記されているものでも、早魃の項と同じように、修法者自身や弟子への分与がある。いま列挙するとつぎのとおりである。

修法者自身

①任(転) 大僧正 二人(延暦寺行玄・慈源)

②金剛峰寺檢校 一人(仁和寺道宝)

③阿闍梨

五人 仁和寺寛助・道融 東寺親嚴

三人 延暦寺慈源

一人 仁和寺隆澄

弟子への分与

仁和寺道宝 弟子道助敍三品

東寺親嚴 上足嚴海任權僧正

三 日蝕

(一) 日蝕関係資料とその一覽

(1) 康治二年(一一四三)有_レ勅(延暦寺行玄)睿山中堂修_二七仏薬師法_一。祈_二日食_一而有_レ驗。賜_二牛車宣_一。(七〇五下)

(2) 某年日有_レ食。詔_レ(園城寺増)智禱_レ之。即於_二睿峰根本中堂_一。修_二七仏葉師法_一。其日黒雲覆_レ天。賞賜_二牛車_一。重下_二宣旨_一曰。卿之法裔。禱_二日月食_一。入_二禁門_一。時永許_レ乘_レ車。衆以為_レ榮。(七一九下)

(3) 建久十年(一一九九)正月朔日食。奉_レ詔(仁和寺道法)修_二北斗法_一。浮雲覆_レ蝕。建仁元年(一二〇一)賜_二乘_二牛車_一。(七二四下)〔正月一日、日蝕御祈。節会を行ひ小朝拝を停む〕

(4) 建保六年(一二二八)七月朔日食。詔(仁和寺道助)於_二藤相国亭_一。先_レ庚七日。修_二仁王經法_一。至_レ期雲雨覆_レ天。賞弟子二人昇_二僧綱_一。(七三二上)〔七月一日、日食、後鳥羽上皇道助法親王をして仁王經法を大炊殿に修せしめて、之を祈禳せらる〕

(5) 嘉禎二年(一二三六)冬十二月日食之。勅_レ(東寺定)豪加持。雨降不_レ見。賞管_二寺務法務_一。(七三〇下)〔十二月廿三日太白(金星)辰星(水星・房星)を犯す〕

(6) 文永二年(一二六五)正月朔日有_レ蝕之。奉_レ勅(仁和寺隆澄)加持。俄小雨雲覆_レ日。歷_レ時解駁天晴。(七三四下)〔二日、四方拝。是日、日食に依りて小朝拝、節会、院拝礼を停め、東寺長者僧正隆澄をして之を祈禳せしむ〕

(7) 文永三年(一二六六)冬十一月。詔(仁和寺道融)祈_二日蝕_一。臨_レ期雲雨。賞以_二寛智_一任_二權少僧都_一。越_レ月領_二寺務法務_一。為_二護持僧_一。(七三九下)

- (8) 文永四年(一二六七)二月。(仁和寺道融)祈_レ禱_二日蝕_一。乃預_二優賞_一。(七三九下)二月一日、日食御祈、本朝高僧伝
- (9) 文永七年(一二七〇)五月。(仁和寺降助)祈_二日蝕_一。驗。賞_レ轉_二僧正_一。奏置_二阿闍梨五人於高野山_一。(七三九上)〔五月一日、日食〕
- (10) 文永九年(一二七二)八月朔(仁和寺齋助)禱_二日蝕_一。(七四一上)〔八月一日、日食〕
- (11) 健治三年(一二七七)春任_二東寺長者_一。(仁和寺了遍)加_レ持_二日食_一。當_レ蝕_レ雨降。(七四三下)
- (12) 弘安四年(一二八一)四月(東寺道耀)禱_二日蝕_一。豈陰雲覆_二虧景_一。帝有_二優賞_一置_二阿闍梨二口於高野奥院_一。(七四三上)〔閏七月一日、日食〕
- (13) 徳治二年(一一三〇七)三月朔。勅(醍醐寺定任)禱_二日蝕_一。先_レ期連日陰雲。至_レ曉大雨。已霽無_レ蝕。星又稀出。群臣奏曰。王都見_二日輪_一。他国看_二虧蝕_一。乃賜_二綸旨_一曰。紅輪影無_レ虧。壁光猶明。災異之不_レ現。法驗之所_レ致也。(七四三下)〔三月一日、日食御祈〕
- (14) 元応元年(一二二九)冬。勅(東寺弘舜)祈_二日蝕_一。修法得_レ驗。賞_レ以_二弘寛_一。任_二權少僧都_一。(七四六上)

(15) 元亨四年(一二三四)四月。日蝕(東寺道意)修法奏_レ効。賜_レ旨優賞。(七四七下) (二日、日食、正現せず)

(16) 延文三年(一二五八)六月朔。(東寺定憲)又祈_二日食_一。早朝雨降。蝕過天晴。都下極賞_レ不_レ辱_二君命_一。(七五〇下) (一日、日食、北朝、東寺長者僧正定憲をして、之を祈禳せしむ)

以上の資料を一覧表にして掲げるとつぎのとおりである。

	時 期	修 法 者	場 所	修 法	応 驗	恩 賞	備 考	
(1)	康治二(二四三)	延曆寺行玄	叡山中堂	七仏薬師法	有驗	賜牛車宣		七〇五下
(2)		園城寺増智	叡峰根本中堂	七仏薬師法	其日黒雲覆天	賜牛車	法齋禱日月食、入禁門許乗車	七一九下
(3)	建久十(二九九) 正月朔日	仁和寺道法		北斗法	浮雲覆蝕	賜乘牛車		七二四下
(4)	建保六(二二八) 七月朔日	仁和寺道助	藤相国亭	仁王經法	至期雲雨覆天	弟子二人昇僧綱		七三〇上
(5)	嘉禎二(二三六) 冬十一月	東寺定豪		加持	雨降不見	管寺務法務一		七三〇下
(6)	文永二(二六五) 正月朔日	仁和寺隆澄		加持	俄小雨雲覆日		歷時解駁天晴	七三四下
(7)	文永三(二六六) 冬十一月	仁和寺道融		祈日蝕	臨期雲雨	寛智任少僧都 寺務法務護持僧		七三九下
(8)	文永四(二六七) 二月	仁和寺道融		祈禱		優賞		七三九下

(9)	文永七(二七〇)五月	仁和寺隆助		祈	験	転僧正 阿闍梨五人高 野山		七三九上
(10)	文永九(二七二)八月朔	仁和寺齋助		禱				七四一上
(11)	健治三(二七七)春	仁和寺了遍		加持	当蝕雨降			七四三下
(12)	弘安四(二二八)四月	東寺道羅		禱	皆陰雲覆虧景	阿闍梨二口高 野奥院		七四三上
(13)	徳治二(三〇七)三月朔	醍醐寺定任		禱	先期連日陰雲 至暁大雨			七四三下
(14)	元応元(三二九)冬	東寺弘舜		祈	得験	弘寛任權少僧 都		七四六下
(15)	元亨四(三三四)四月	東寺道意		修法	奏効	賜旨優賞		七四七下
(16)	延文三(三三八)六月朔	東寺定憲		祈	早朝雨降			七五〇下

このように日蝕についての記録は、康治二年(二一四三)延暦寺行玄から、文永二年(二二六五)仁和寺隆澄までは断続的にあり、それ以降は継続的にある。

(二) 発生時期と修法者

まず発生時期については、不明の二件と九・十月を除き満遍なく発生している。いま総括して掲げるとつぎのとおりである。

一月朔	二回	二月	一回	三月朔	一回
春	一回	四月	二回	五月	一回

六月朔 一回 七月朔 一回 八月朔 一回
十一月 一回 十二月 一回 冬 一回

これから一月・四月は二回発生しているが、とりわけ一月(二回)・三・六・七・八月は朔日に発生していることは注目する必要がある。

また修法者は寺院別にすると、つぎのようになる。

仁和寺 八回 東寺 五回 園城寺 一回

延暦寺 一回 醍醐寺 一回

このよう仁和寺・東寺関係者が多いが、仁和寺道融は二回修法している。

(三) 修法の場所と方法

修法の場所についての記録は殆んどなく、わずかに延暦寺行玄と園城寺増智が行った叡山根本中堂と、仁和寺道助が修した藤相国亭の三回が知られるのみである。

また修法も具体的に記録されているものは非常に少ない。

七仏薬師法 二回 北斗法 一回

仁王経法 一回 加持 三回

修法 一回 祈(禱) 八回

なお七仏薬師法を修したものは、延暦寺行玄と園城寺増智でいずれも薬師如来像を安置した根本中堂で行っている。

(四) 修法の応験と恩賞

まず修法の応験については記録されていないものが二件あるが、記録されているものでも、極めて抽象的であるのみならず、多種多様である。

雲覆天 三回 雲雨 四回 雨 三回

有驗(効) 四回

また恩賞についての記録は十一件ある。

修法者自身

転僧正 一人 仁和寺隆助

賜牛車 三人 延暦寺行玄・園城寺增智・仁和寺道法

寺務法務 一人 仁和寺定豪

寺務法務・護持僧 一人 仁和寺道融

阿闍梨

五人(高野山) 仁和寺隆助

二人(高野奥院) 東寺道耀

弟子への分与

仁和寺道助 弟子二人昇僧綱

仁和寺道融 寛智任少僧都

東寺弘舜 弘寛任權少僧都

四 月蝕

(一) 月蝕関係資料とその一覽

(1) 承久元年(一二一九)仲冬。望夜月有_レ蝕之。奉_レ勅(仁和寺道尊)修_二一字金輪法_一。天陰雨降(七二七下)〔十一月十五日、月食〕

(2) 延応元年(一二三九)季秋月蝕。(東寺覺教)祈乃得_レ驗。因奏東寺神護高野。各置_二阿闍梨一人_一。(七三二下)

(3) 寛元四年(一二四六)正月。(東寺実賢)祈_二月蝕_一。有_レ徵。(七三三上)

(4) 宝治元年(一二四七)五月(東寺実賢)禱_二月蝕_一又驗。賞置_二伴僧二人於清滝宮_一。(七三三上)〔五月十三日、陰陽師、月食のことを争論す。十五日、月食御祈。十六日、月食。廿三日、月食御祈の勸賞を行い、阿闍梨二口を清滝宮に置く。本朝高僧伝〕

(5) 建長四年(一二五二)八月十四夜。(東寺道乘)禱_レ蝕有_レ驗。朝賞以_二仁教_一。以_二法印_一。以_二道乘_一奏_二公聖為_二權大僧都_一。(七三七下)〔十四日、月食によりて祈禳あり。本朝高僧伝〕

(6) 建長六年(一二五四)六月。(東寺俊厳)禱_二月蝕_一。賞以_二尊教_一。任_二法印_一。(七三三下)〔六月十六日、月食。本朝高僧伝〕

(7) 建長六年(一二五四)臘月十五日。奉_レ詔(東寺定親)祈_二月蝕_一。以_二定宗_一任_二權大僧都_一。(七三五上)〔十二月十五日、月食御祈。本朝高僧伝〕

(8) 文永八年(一二七一) 秋(仁和寺齋助) 祈_二月蝕_一。(七四一上)

(9) 健治二年(一二七六) 四月望(醍醐寺定濟) 禱_二月蝕_一得_レ驗。賞以_二定演_一任_二權僧都_一。(三三四上) [十五日、月食。
本朝高僧伝]

(10) 健治三年(一二七七) 夏四月(安祥寺道宝) 祈_二月蝕_一而有_レ徵。(七三八下) [十五日、月食。本朝高僧伝]

(11) 弘安元年(一二七八) 八月十四日。(東寺頼蒼) 祈_二月蝕_一有_レ驗。(七四一下) [十五日、月食]

(12) 弘安二年(一二七九) 正月既望(十六日)。(東寺頼蒼) 禱_二月蝕_一不_レ闕。(七四一下) [二月十六日、月食]

(13) 弘安五年(一二八二) 七月。(仁和寺了遍) 禱_二月蝕_一有_レ驗。(七四三下)

(14) 弘安五年(一二八二) 冬十二月月蝕。(東寺深) 寬_レ祈_二不_レ蝕_一。(七四〇下) [十二月廿九日、月食御祈。本朝高僧伝]

(15) 弘安六年(一二八三) 六月十五日。奉_レ詔(東寺勝信) 禱_二蝕_一。月不_二欠缺_一。(七四〇上) [六月十六日、月食。本朝高僧伝]

(16) 弘安九年(一二八六) 四月望(随心院静嚴) 祈_二月蝕_一。得_レ驗。転正(僧正)。(七四二上) [四月十五日、月食。本朝
高僧伝]

(17) 弘安九年(一二八六) 九月十五夜。月有_レ蝕之。勅_レ(東寺守) 助加持。臨_レ時雲覆。(七四〇下)

(18) 弘安九年(一二八六) 冬月食。(東寺深寛) 又詔加持。法驗如_レ前。賞_レ正(僧正)。〔十月十五日、月食。本朝高僧伝〕

(19) 正応三年(一二九〇) 正月既望(二六日)。月有_レ食之。奉_レ勅(醍醐寺覚濟) 加持。陰雲厚覆。使_レ蝕不_レ見。賜_二綸旨_一曰。所_レ勤者一字金輪之修法也。所_レ感者九重紫禁之睿襟也。(七四二下) 〔正月十五日、月食に依り、南殿に於て御読經を行ふ。〕

(20) 正応四年(一二九一) 正月元宵月蝕。(醍醐寺覚濟) 禱得_二法徵_一。(七四二下) 〔正月十五日、月食〕

(21) 正応四年(一二九一) 八月朔日。(東寺実宝) 祈_レ蝕承_二法驗賞_一。(七四一下)

(22) 正応六年(一二九三) 七月望有_レ蝕之。奉_レ勅(随心院静嚴) 修法。得_二驗感賞_一。賜_二綸旨_一。(七四二上)

(23) 永仁元年(一二九三) 八月十三夜。(東寺実宝) 加_二持月食_一。又得_二法徵_一。帝(伏見) 賞_レ教果任_二權大僧都_一。(七四一下) 〔九月十三日、月食御祈〕

(24) 正安元年(一二九九) 秋八月(東寺守瑜) 加_二持月蝕_一。即時得_レ驗。詔_レ領_二寺務_一。举_二于護持僧_一。(七四二下)

- (25) 嘉元二年(一三〇四)十月。(東寺成慧)加_二持月蝕_一。得_レ驗受_レ賞。(七四四上)〔十五日、月食。御祈〕
- (26) 嘉元三年(一三〇五)四月望夜。(東寺公紹)奉_レ勅禱_レ蝕。俄雨不見。賞_二任權僧正_一。(七四五上)〔四月十五日、月食御祈あり〕
- (27) 嘉元三年(一三〇五)十月。(東寺成慧)加_二持月蝕_一。都人見_レ円。他国看_レ缺。華夷奇嘆。有_レ議。還_二任旧官_一。(二年七月。有_レ故黜_二貶僧止_一) (七四四上)〔十月十五日、月食御祈〕
- (28) 徳治元年(一三〇六)九月(東寺公紹)祈_二月蝕_一。不_レ得_レ驗。辞_二僧職_一。詔不_レ許。(七四五上)〔九月十四日、月食御祈あり〕
- (29) 正和二年(一二三三)五月望夜。(東寺実海)禱_二月蝕_一隱_二缺影_一。(七四四下)〔五月十五日、月食〕
- (30) 正和四年(一二三五)三月十五日。(東寺弘舜)祈_二月蝕_一。有_レ法驗。朝賞任_二權僧正_一。(七四六上)〔三月十六日、月食〕
- (31) 元応元年(一二一九)秋七月既望。(醍醐寺道順)禱_二月蝕_一得_レ法驗。是秋転_二大僧正_一。(七四五上)〔七月十六日、月食〕

	時 期	修 法 者	場 所	修 法	応 驗	恩 賞	備 考	典 拠
(1)	承久元(二二九) 仲冬望夜	仁和寺道尊		一字金輪法				七二七下
(2)	延応元(二三九) 季秋	東寺寛教		祈	得驗	阿闍梨一人東寺 神護・高野		七三二下
(3)	寛元四(二四六) 正月	東寺実賢		祈	有徴			七三三上
(4)	宝治元(二四七) 五月	東寺実賢		禱	驗	伴僧二人清滝 宮		七三三上
(5)	建長四(二五二) 八月 十四夜	東寺道乘		禱	有驗	仁教敍法印 公聖為權大僧 都		七三七下
(6)	建長六(二五四) 六月	東寺俊嚴		禱	驗	尊教任法印		七三三下
(7)	建長六(二五四) 臘月 十五日	東寺定親		祈	驗	定宗任權大僧 都		七三五上
(8)	文永八(二七二) 秋	仁和寺齋助		祈				七四一上

(32) 元亨二年(一二三二) 九月十五日。(東寺実弘) 祈_二月蝕_一。当_二其時_一浮雲覆_レ月。賞賜_二綸綵_一。(七四五下)〔九月十五日、月食、東寺長者僧止実弘をして、之を祈禳せしむ〕

(33) 延文二年(一二六七) 七月四日。奉_レ勅(東寺定憲) 禱_二月蝕_一。得_二法驗_一。(七五〇下)〔七月十四日、月食、北朝御祈〕

以上の資料を一覧表にして掲げるとつぎのとおりである。

(23)	(22)	(21)	(20)	(19)	(18)	(17)	(16)	(15)	(14)	(13)	(12)	(11)	(10)	(9)
永仁元 十三夜 (二九三) 八月	正応六 (二九三) 七月望	日 正応四 (二九二) 八月朔	宵 正応四 (二九二) 正月元	望 正応三 (二九〇) 正月既	弘安九 (二八六) 冬	弘安九 (二八六) 九月 十五夜	弘安九 (二八六) 四月望	弘安六 (二八三) 六月 十五日	弘安五 (二八二) 冬十二 月	弘安五 (二八二) 七月	望 弘安二 (二七九) 正月既	弘安元 (二七八) 八月 十四日	建治三 (二七七) 夏四月	建治二 (二七六) 四月望
東寺実宝	随心院静厳	東寺実宝	醍醐寺寛済	醍醐寺寛済	東寺深寛	東寺守助	随心院静厳	東寺勝信	東寺深寛	仁和寺了遍	東寺頼誉	東寺頼誉	安祥寺道宝	醍醐寺定済
加持	修法	祈	祈	一字金輪法	加持	加持	祈	禱	祈	禱	禱	祈	祈	禱
得法徴	得験	法験	得法験	蝕不見		臨 _レ 時	得験	不欠缺	不蝕	有験	不闕	有験	有徴	得験
都	教皇任權大僧 賜綸綵						転僧正							定演任權僧都
				九重紫禁之睿襟										
七四二下	七四二上	七四二下	七四二下	七四二下	七四〇下	七四〇下	七四二上	七四〇上	七四〇下	七四三下	七四二下	七四二下	七三八下	二三四上

(24)	正安元(二九九) 秋八月	東寺守瑜			加持	即時得驗	領寺務。拳護持僧		七四二下
(25)	嘉元二(三〇四) 十月	東寺成慧			加持	得驗	受賞		七四四上
(26)	嘉元三(三〇五) 四月望夜	東寺公紹			禱	俄雨不見	任權僧正		七四五上
(27)	嘉元三(三〇五) 十月	東寺成慧			加持	都人見円、他国看缺	還(任旧官(僧正))	二年七月有故黜「貶僧正」	七四四上
(28)	徳治元(三〇六) 九月	東寺公紹			祈	不得驗	辭僧職詔不許		七四五上
(29)	正和二(三三三) 五月望夜	東寺実海			禱	隱缺影			七四四下
(30)	正和四(三三五) 三月十五日	東寺公舜			祈	法驗	任權僧正		七四六上
(31)	元応元(三三九) 秋七月既望	醍醐寺道順			禱	法驗	転大僧正		七四五上
(32)	元亨二(三三二) 九月十五日	東寺実弘			祈	浮雲覆月	賜綰綵		七四五下
(33)	延文二(三三七) 七月四日	東寺定憲			禱	得法驗			七五〇下

以上のように月蝕の記録はあるが、早魃・彗星・日蝕の記録と比較し、その初見はもつとも遅い。しかし継続的にあったことがわかる。

(二) 発生の時期と修法者

はじめに発生の時期については、全三十三回を月別に示すとつぎのとおりである。

一月 四回 二月 〇回 三月 一回

四月	四回	五月	二回	六月	二回
七月	四回	八月	五回	九月	四回
十月	二回	十一月	一回	十二月	二回
秋(七・八・九月) 一回					
冬(十・十一・十二月) 一回					

このように八月の五回がもつとも多く、つぎが一・四・七・九月の四回である。また十五日(望)が十一回、十六日(既望)が三回、十四日が二回あるが、これは十五日(望)を中心に発生し、これを合計すると十六回にもおぼり、約半分を占めていることがわかる。

また修法者を寺院別に掲げるとつぎのとおりである。

東寺 二十三人 醍醐寺 四人

仁和寺 三人 随心院 二人

安祥寺 一人

このように東寺関係者が約三分の二以上を占めていることがわかる。また二回修法しているものが、つぎのように八人いる。

東寺 実賢 頼誉 深寛 実宝 成慧 公詔

醍醐寺 覚済 随心院 静厳

(三) 修法の場所と方法

修法の場所についての記録は皆無である。あるいは所住の寺院で修法したのかも知れない。また修法についても具体的に記したものは二件で、他は抽象的な表記のため明らかでない。

いま示すところのつぎのとおりである。

一字金輪法 二(仁和寺道尊、醍醐寺覚濟)

加持 六(東寺守助。深寛。実宝・守瑜・成慧 〔二回〕)

修法 一(隨心院静嚴)

禱 十一(東寺実賢・道乘・俊嚴・頼誉・勝信・公紹・実海・定賢、醍醐寺定清・道順、仁和寺了遍)

祈 十三(東寺覚教・実賢・定親・頼誉・深寛・実宝・公紹・公舜・実弘、仁和寺喬助、醍醐寺覚濟、安祥寺道宝、

隨心院静嚴)

(四) 修法の応驗と恩賞

まず修法の応驗については、資料一覽でもわかるように、記録がないものが三件あるが、記録されているものも甚だ抽象的であるのみならず、多種多様にわたっている。いま大まかに纏めてみると、つぎのようである。

得法驗(即時得驗、得驗、法驗、有驗、驗) 十七

有徴(得法徴) 三

不蝕(不闕、不欠缺) 三

蝕不見(俄雨不見、隱缺影、浮雲覆月) 四

臨時 一

都人見円他国看缺 一

不得驗 一

無記録 三

また修法に対する恩賞については無記録が非常に多く十五件にも登っている。また記録されているものも、つぎに

示すように修法者自身と、関係者への分与が認められる。

修法者

転大僧正 一人 醍醐寺道順

転僧正 一人 随心院静厳

任権僧正 二人 東寺公紹・公舜

領寺務、挙護持僧 一人 東寺守瑜

賜綸綵 二人 随心院静厳 東寺実弘

受賞 一人 東寺成慧

還任旧官 一人 東寺成慧

辞僧職詔不許 一人 東寺公紹

阿闍梨(東寺・神護寺・高野) 各一人 東寺寛教

関係者への分与

東寺道乘 仁教敍法印 公聖為権大僧都

東寺俊厳 尊教任法印

東寺定親 定宗任権僧正

醍醐寺定清、定演任権僧正

東寺実宝 教杲任権大僧都

二年七月有故黜貶僧正」とあり、何等かの事情で前年の七月に僧正を黜貶し罷免されていたが、これを旧官し僧正に
嘉元三年十月における東寺成慧の「還任旧官」については、「(嘉元)

還任したものである。

また徳治元年九月における東寺公紹の「辞僧職詔不許」は、月蝕の修法において験がなかったため、僧職を辞退しようとしたことに対し、詔によって許さなかったものである。

五 修法者の併修活躍と併用された修法

早魃・彗星・日蝕・月蝕における修法者の活躍とその修法については、前に災害毎に一覧を作り、その実状についても論じたが、これらの災害のいくつかにわたり修法し活躍した修法者と併用された修法もあるから、ここで改めて一覧を掲げておきたい。

まずいくつかにわたり修法活躍した修法者の一覧はつぎのとおりである。

早 魃	彗 星	日 蝕	月 蝕
醜 勝覚 (2回)	醜 勝覚		
仁 寛助	仁 寛助		
	延 行玄 (2回)	延 行玄	
	仁 道宝 (2回)	仁 道宝	
仁 道尊			仁 道尊
東 親巖 (2回)	東 親巖 (2回)		
	仁 道助	仁 道助	
東 覚教			東 覚教
東 実賢			東 実賢 (2回)
東 俊巖 (2回)			東 俊巖
東 定親	東 定親		東 定親
	仁 隆澄	仁 隆澄	
安 道宝			安 道宝
仁 奄助 (2回)		仁 奄助	仁 奄助
醜 定清			醜 定清
随 静巖			随 静巖
東 公紹			東 公紹 (2回)
東 成慧			東 成慧
		東 定憲	東 定憲

※醜=醜醐寺、仁=仁和寺、東=東寺、安=安祥寺、随=随心院、延=延暦寺

早 魘	彗 星	日 蝕	月 蝕
孔雀経法 (29回)	孔雀経法 (4回)		
	仁王経法 (5回)	仁王経法	
	金輪法		一字金輪法
	北斗法	北斗法	
	七仏薬師法 (2回)	七仏薬師法 (2回)	

また併用された修法名を示すと上の一覧のとおりである。

まとめ

早魘・彗星・日蝕・月蝕などの気象現象に関する資料を『本朝高僧伝』から抽出し、それぞれの一覧を掲示して、その発生時期と、それらの災害に如何様に対処したか、その実状と問題点を述べた。また最後に修法者の併修活躍と、併用された修法名の一覧を参考までに掲げた。これらの殆どは十科に分類された感進の項目にある。

〔補記〕

祈雨・止雨・地震・暴風などに関する貴重な資料を追記しておきたい。

- (1) (三井行円) 嘗与_二小野仁海僧正_一奉_レ詔祈_レ雨。(仁) 海公修_二請雨経法_一。(行) 円修_二水天供_一。至_二第三日_一。甘雨大澍。人賀_二海所_一。海曰。非_二我法験_一。是(行) 円公法供_レ之_レ雨也(六八〇下)

- (2) (勧修寺寛信孫弟成実) 建曆・建保間。修_二請雨経法_一有_二効験_一。(一九九下)

- (3) 元慶四年(八八〇)夏五月天久霖雨。詔(円覚寺宗睿)於_二神泉苑_一修_二止雨法_一。不_レ崇_二二七_一。雨止天晴。(二二二下)

(4) 治承四年(一一八〇)夏。奉_レ勅(仁和寺定遍)禱_二雨於神泉苑_一。修中得_レ驗。(七一五上)

(5) 康安元年(一二六一)秋。畿甸震。(延曆寺尊道)修_二熾盛光法於禁裏_一。地震即止。(七五一上)

(6) 徳治三年(一二〇八)正月。後宇多法皇。就_レ(仁和寺禪)助受_二灌頂_一。(中略)入壇之時。大地震動。天現_二光耀_一。満会嘆異。皇情有_レ喜。賜_二牛車宣_一。(七四六下)

(7) 承和二年(八三五)秋。(興福寺願安)將_レ往_二但州_一。乘_二舟湖水_一。及_レ至_二中流_一。暴風俄吹。逆波大起。舟將_二傾覆_一。衆人恟懼。(願)安独端坐。默_二念觀音_一。于_レ時白雲忽降。掩_二安之頂_一。雲中現_二金色大悲之相_一。(願)安及衆人瞻仰稽顙。須臾猛風止。(六四二上)

(8) (年末詳)興福寺定昭一日_レ応_二詔赴_二京師_一。至_レ涉_二淀河_一。暴風驟起。舟將_二漂覆_一。舟人恐懼。忽有_二童子十人_一。從_レ河涌出。曳_レ舟著_レ岸。俄失_二所在_一。見者歎_二未曾有_一。昭曰。我常誦_二法華_一。故_二十羅刹女加護如_レ斯。(六六四下)

(9) (年末詳)(書写山平願)口誦_二法華_一。一日暴風。菴倒被_レ压。誠心念_レ經。忽神人来引_二出願_一。而摩頂慰誘曰。公衣_二夙殃_一。今遭_二此患_一。由_レ持_レ經。転_レ重為_レ輕(八五七上)

(彗星着陸の日 平成二十六年十一月十三日稿)